

※自治体の皆様へ。本書は「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」から自治体における対応事例等を省いた抜粋版です。完全版（非公開）の提供は最終ページに記載の JARC 再資源化支援部までご連絡ください。

被災自動車の処理に係る 手引書・事例集

（自治体担当者向け）



2021 年 1 月（第 2.1 版）



公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
Japan automobile recycling promotion center / JARC

目次

発行にあたって.....	4
本書の位置づけ.....	6
本書の使い方.....	8
I. 平時の備え.....	9
1.協力・支援体制（民間事業者との連携）.....	12
2.災害廃棄物処理.....	13
(1)発生量・処理可能量.....	13
(2)仮置場.....	14
(3)関連法令の把握.....	15
II. 災害応急対応.....	17
1.災害応急対応時における各主体の行動と処理主体の検討.....	20
2.組織体制・指揮命令系統.....	21
3.情報収集・連絡.....	22
4.協力・支援体制.....	23
5.災害廃棄物処理.....	25
(1)災害廃棄物処理実行計画の策定.....	25
(2)発生量・処理可能量・処理見込み量.....	26
(3)処理スケジュール.....	27
(4)仮置場.....	28
(5)環境対策、モニタリング、火災対策.....	29
(6)選別・処理・再資源化.....	30
(7)思い出の品等.....	31
6.各種相談窓口の設置.....	32
7.住民等への啓発・広報.....	33
III. 選別・処理・再資源化（処理フローの詳細）.....	35
1.現地調査.....	36
2.撤去・移動.....	40
3.保管.....	45
4.所有者・使用者情報の確認・公示.....	48
5.番号不明自動車対応.....	51
6.所有者・使用者への意思確認.....	55
7.引取業者への引渡し（入札）.....	58
8.解体・再資源化.....	61
9.二輪車（オートバイ）の対応.....	62
IV. 水害時の対応.....	65
1.現地調査（所有者等への移動の依頼）（水害編）.....	68
2.撤去・移動、保管（水害編）.....	72
3.所有者・使用者情報の確認・公示（水害編）.....	75

V. 参考資料編	78
1.自動車リサイクル法について	79
2.東日本大震災当時の事務連絡	85
3.事務委託に関連する文書	99
4.市町から県への委託スキーム	104
5.県管理公物上の災害廃棄物の処理について	104
VI. 様式集	105
1.災害廃棄物処理実行計画例（被災自動車）	106
2.管理台帳のひな形	107
(1) 台帳例	107
(2) 個票例	108
3.貼り紙	109
4.公示案	110
5.自動車等受取申請書	111
6.承諾書	112
7.都道府県への被災自動車の報告フォーム	113
8.災害時における被災自動車の撤去等に関する協定書	114
9.災害廃棄物処理計画への「被災自動車の処理」に関する記載ポイント	116
VII. 用語集	119

発行にあたって

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでに例のないほどの大規模な津波に襲われ、多くの尊い命が失われるとともに、多数の家屋・家財等が流され大量の災害廃棄物が発生しました。この災害廃棄物には自動車・二輪車（オートバイ）も含まれており、被災自治体に処理が委ねられた被災自動車は最終的に約7万台発生しました。

被災自動車の中には損傷が激しく、車両ナンバーや車台番号の確認が出来ない「番号不明被災自動車」や、エアバッグ類の回収作業が困難な車両等、自動車リサイクル法に則った適正処理が行えない懸念のある車両も含まれていました。公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、JARCという）では、特に「番号不明被災自動車」について被災自治体からの申請に基づいた「自動車リサイクル料金の設定・預託」「専用車台番号の設定」を行う、『番号不明被災自動車対応』を関係者と協議・構築し、同年5月16日より被災自治体からの申請受け付けを開始しました。

JARCは『番号不明被災自動車対応』を行う中で、被災自治体の担当者より申請方法等以外にも自動車リサイクルに関する様々な問合せを受けたことから、普段自動車リサイクル法に馴染みのない自治体の担当者向けのマニュアルの必要性を実感しました。

この未曾有の自然災害である東日本大震災を経て、環境省は2014年3月に、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定するにあたっての基本的事項をとりまとめた「災害廃棄物対策指針」（以下、国指針という）を策定しました（2018年3月改訂）。

国指針において、地方公共団体による被災自動車への対応については「自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる」と明記され、がれき等他の災害廃棄物とは異なる対応が必要であることが示されています。

今般、JARCは自動車リサイクル法における指定法人として、国指針に基づく被災自動車の適正かつ円滑な自動車リサイクルを推進するため、本手引書・事例集（以下、本書という）を地方公共団体の、特に市区町村担当者向けに作成しました。本書を災害廃棄物処理計画の策定や、災害発生時の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

2018年4月

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（略称：JARC/ジャルク）について

自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する各種事業を行うことにより、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に貢献することを目的とする公益法人。2018年12月に、環境省によるD.Waste-Netに参画。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）における指定法人『資金管理法人』『指定再資源化機関』『情報管理センター』に関する業務及び業界の自主取り組みである『二輪車リサイクルシステム』の運営を行う。

所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館11階

設立：2000年11月22日

理事長：中村 崇

URL：<https://www.jarc.or.jp/>

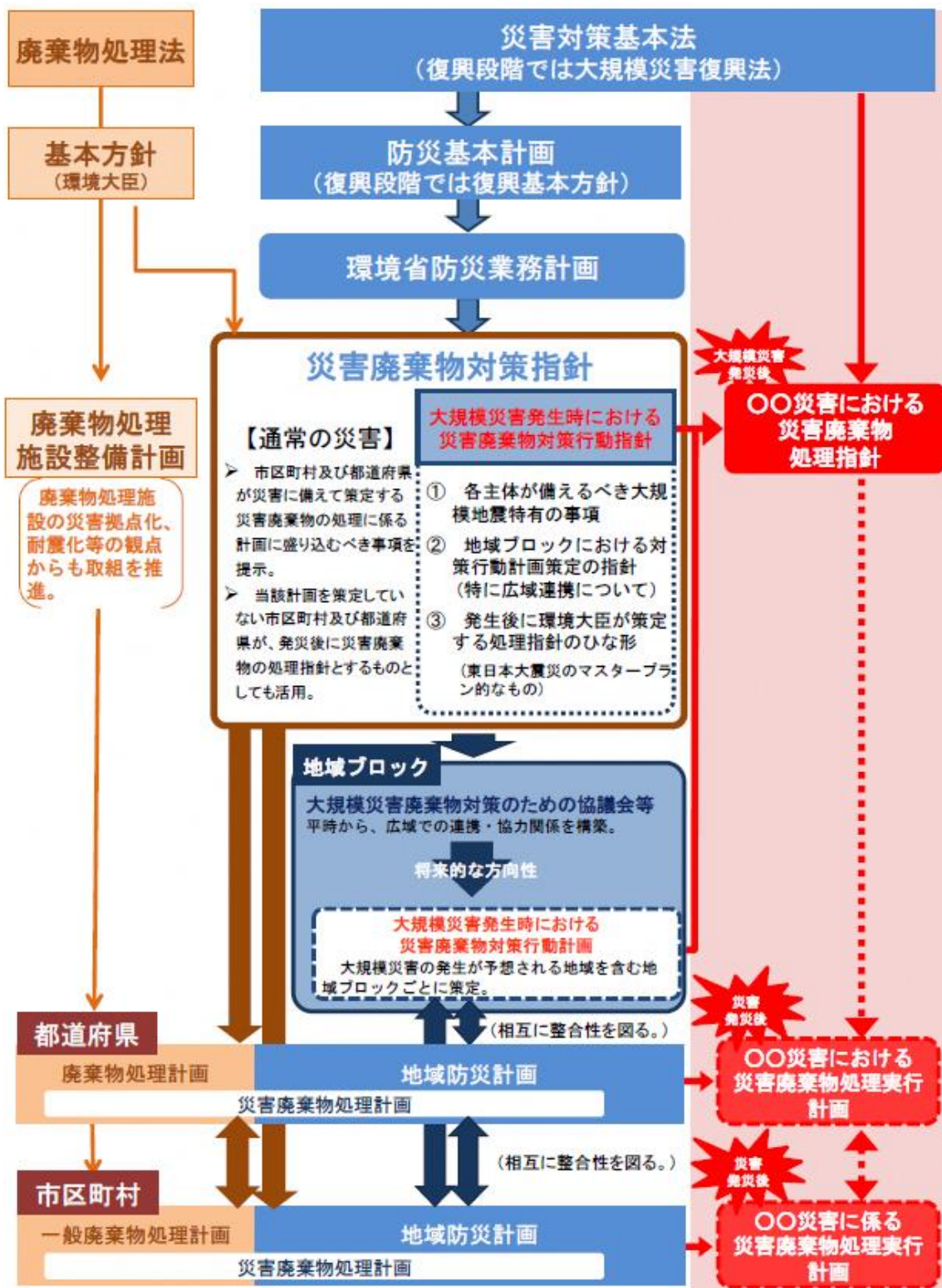


図 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け
 (出処 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室「災害廃棄物対策指針(改訂版) P1-4」2018年3月)

本書の位置づけ

市区町村において、市区町村地域防災計画や市区町村災害廃棄物処理計画を策定する担当者、もしくは災害時に被災自動車の実務対応をする担当者を本書の利用者と想定しています。

本書を用いて、被災自動車の処理の全体像を把握した上で、災害廃棄物処理計画策定時や災害発生時に参考としていただくことを想定しています。



【災害廃棄物に係る法的な位置付け等】

- 廃棄物処理法第2条「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」とあります。産業廃棄物であると明確に整理することができない災害廃棄物は含まれないため、災害廃棄物は原則として一般廃棄物となります。

【本書が対象としている災害】

本書を用いて市区町村担当者が被災自動車に対応する災害は、国指針が対象としている災害※（以降、災害という）となります。

※地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については大規模地震対策措置法第2条第1項の定義どおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

大規模地震対策措置法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう

【本書で記載した事項】

発災時の市区町村の具体的な対応については、市区町村地域防災計画及び市区町村災害廃棄物処理計画ならびに関連各省庁から発出される各種事務連絡等の遵守が基本です。本書は国指針において自動車リサイクル法に則って処理することとされている被災自動車について、平常時は同法関連業務に馴染薄い市区町村において円滑処理の事前準備等ができるよう、JARC独自の調査に基づいてまとめたものです。被災自動車に特有の作業のポイントや、東日本大震災の際に被災自治体で生じた事例を独自の取材に基づいて盛り込んでおり、特に大規模な津波により大量に発生する被災自動車に留意しました。

※2019年12月第2版より水害時の事例・対応を追加しました。「Ⅳ. 水害時の対応」をご参照ください。

【本書で対象とした被災自動車対応の範囲】

市区町村は原則、国指針の技術資料「【技 24-8 (1-20-8)】 廃自動車の処理」に従って、被災自動車の撤去・移動、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を主な業務とすることから、これを対応の範囲としました（下図参照）。

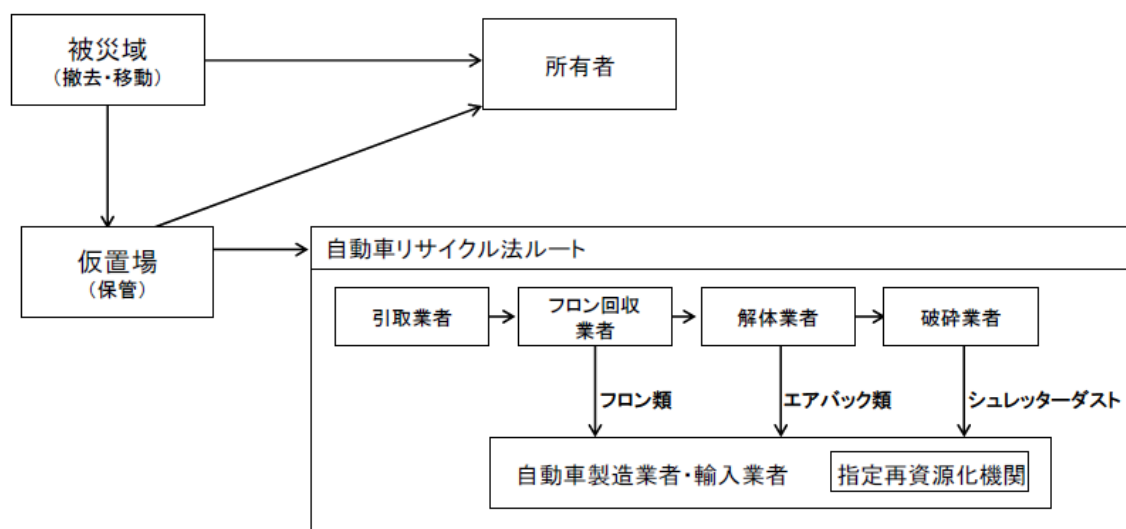


図 被災自動車の処理フロー

（出所）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「災害廃棄物対策指針 技術資料 24-8」2014年3月

【「国指針」のほか、特に参考にして頂きたい資料】

- 「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、2014年6月）」…災害等廃棄物処理事業費及び廃棄物処理施設災害復旧事業費の申請方法や査定にあたってのノウハウ等を紹介
- 「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録、環境省東北地方環境事務所・一般財団法人日本環境衛生センター、2014年9月」…東日本大震災の対応事例を集約
- 「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省東北地方環境事務所、2017年3月）」…東日本大震災当時の対応状況を踏まえて作成

【使用にあたって】

本書は2020年12月時点の法令、技術的知見に基づくものであり、大規模災害時には特別立法や通達がなされることも多いので、適宜最新の情報を確認してください。

【事例について】

本書で取り上げた事例は、2011年東日本大震災における複数の被災自治体や事業者に対して実施したヒアリング結果に基づくものです。

本書の使い方

本書を国指針に基づいて活用できるよう、国指針を参照すべき箇所では【国指針P〇〇参照】と記載しております。

技術資料につきましては、旧指針(2014年3月)の資料番号も括弧内に併記しました。

【自動車リサイクル法について】

P78以降に自動車リサイクル法の基本について解説しました。まずはこちらをお読みください。

【構成】

「Ⅰ. 平時の備え」…平時の備えに必要な対応についての章です。国指針の第2編、第1章に準拠しています。市区町村地域防災計画または市区町村災害廃棄物処理計画に被災自動車の処理に係る事項を盛り込む際に参考となる情報を記載しています。

「Ⅱ. 災害応急対応」…大規模災害発生時の対応についての章です。国指針の第2編、第2章に準拠しています。大規模な津波等により大量の被災自動車が発生する規模の災害を想定した必要な対応と、東日本大震災当時の対応事例を記載しています。

「Ⅲ. 選別・処理・再資源化(被災自動車特有の処理フローの詳細)」…現地調査、撤去・移動、保管、所有者・使用者情報の確認・公示、番号不明自動車の対応、所有者・使用者への意思確認、引取業者への引渡し(入札)、解体・再資源化など、被災自動車特有の処理フローについて、解説します。

「Ⅳ. 水害時の対応」…水害時は所有者等による撤去、移動が主となりますが、被災自動車が大量に発生した場合や、土砂災害等により損傷が激しい車両が発生した場合は自治体の対応が必要です。水害時の主な対応も含めて解説します。

「Ⅴ. 参考資料編」…自動車リサイクル法の解説、東日本大震災当時の事務連絡など、参考情報、資料を取りまとめています。

「Ⅵ. 様式集」…貼り紙や委任状など、過去の災害で実際に使用された資料をもとにオリジナルのひな形を作成しています。

「Ⅶ. 用語集」…本書で用いている自動車リサイクルに係る主な用語を解説しています。

【自動車リサイクル博士】

自動車リサイクルのイメージキャラクターです。
各処理フローのポイントを解説しています。



I. 平時の備え

平時の備えに必要な対応についての章です。
国指針の第2編災害廃棄物対策 第1章平時の備え に準拠しています。
市区町村地域防災計画または市区町村災害廃棄物処理計画に被災自動車の
処理に係る事項を盛り込む際に参考となる情報を記載しています。

I. 平時の備え

国指針の「第1章 平時の備え」の各項に対応して、被災自動車の処理に関して本書で記載している事項は下記のとおりです。



1.協力・支援体制（民間事業者との連携）

【国指針 P2-2～5 参照】

発災後、迅速に対応を開始するためには、事前に協定締結が有効です。

○協定の締結

- ・協定先は自動車の解体業者だけではなく、重機を持つ建設業者、土木業者、産業廃棄物関連の事業者との協定締結が有効です。
- ・また個別の事業者だけではなく、業界団体と締結する方が、加盟する多くの事業者にアクセスすることが可能になります。
- ・協定先から柔軟な支援を受けられるように、協定の範囲は幅広い業務を記載するようにしてください。具体的な業務・費用・精算方法などの事項は、発災後に締結する「覚書・契約」に盛り込みます。「協議会」方式の場合、「覚書・契約」を実行に移すため、事業者間の連携を確保することが必要です。
- ・自らの市区町村に所在する引取業者や解体業者についての個別情報は登録許可を行う都道府県の自動車リサイクル所管部署にお問い合わせください。

○協定書

- ・協定書は P114 のサンプルを参考にしてください。

【参照】 P23 Ⅱ.災害応急対応「4.協力・支援体制」

2. 災害廃棄物処理

【国指針 P2-8~17 参照】

(1) 発生量・処理可能量

どの程度の仮置場を確保して、どのような協定先に要請しておくのか、大規模災害発生に備えるためには、被災自動車の発生数量（台数）・処理可能量（台数）の推計が必要です。

○大規模災害に備える被災自動車の発生量・処理可能量の推計

- ・ 発災前の被災自動車の発生量の推計は、どのくらい的人员が必要か、どの程度の広さの仮置場を確保しておけばよいのか、必要な協定先はどこが相応しいのか、を検討するための基礎情報となります。
- ・ 併せて、市内、近隣の解体業者等の処理可能量を確認しておく必要もあります。都道府県の自動車リサイクル法を担当する部門では自動車リサイクルシステム（報告徴収機能）に記録されている、直近 1 年間程度の解体業者等の処理実績を把握することができます。不明な場合は JARC にお問い合わせください。
- ・ JARC では、南海トラフ巨大地震の被災市区町村となることが想定されている市区町村を対象に、独自に被災自動車の発生量を推計しています。必要な場合は JARC にお問い合わせください。

○大規模災害発生後の被災自動車の推計

- ・ 推計値は発災前と同様、どのくらい的人员が必要か、どの程度の広さの仮置場を確保すればよいのかを検討するための基礎情報となります。
- ・ 加えて、処理にどのくらいの時間がかかるのか、事業者にどの業務を委託すべきなのか、その際の委託費用はどの程度なのかを見積るための基礎情報となります。このため、推計値は随時、見直すこととなります。

【参照】 P26 II. 災害応急対応「5. 災害廃棄物処理」 (2) 発生量・処理可能量・処理見込み量

(2) 仮置場

被災自動車の推計結果に基づいて、仮置場を予め確保しておく必要があります。

○仮置場の保管に要する面積の算定

- 被災自動車は、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまで、積上げが制限されています。搬入・搬出経路・重機等の動線の確保、保管時の損壊の防止等を考慮し、可能な限り平置きを前提に、確保すべき仮置き場の面積を検討してください。

(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011.3.28 事務連絡

- 作業スペースは保管に要する面積の0.8~1倍を見込んでください。

【国指針・技術資料 18-2 (1-14-4) 仮置場の必要面積の算定方法 参照】

(3) 関連法令の把握

被災自動車を処理するにあたって留意すべき法律（災害対策基本法、遺失物法等）について、解説します。

- 道路上からの災害時の自動車等の移動は可能。破損もやむを得ない（災害対策基本法）
 - ・災害応急対策に著しい支障が生じる場合、通行禁止区間は警察官（災害対策基本法第76条の3）、それ以外は道路管理者（同法第76条の6）が、区間を定めて自動車等を移動することができます。やむを得ない場合は破損もできますが、補償は必要です（同法第82条）。

- 道路の啓開は道路管理者が行うことが原則（道路法）
 - ・「道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。」とあります（道路法第68条）。
 - ・道路管理者の定義は、国道については「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う（同法第13条）」、のほか、「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う（同法第15条）」「市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う（同法第16条）」とあります。

- 被災自動車の公示期間は6か月（災害対策基本法）
 - ・公示の日から起算して6か月を経過しても所有者等に返還できない場合、当該工作物等の所有権は市町村に帰属します（同法第64条第6項）。
 - ・ただし、同法の規定にかかわらず被災自動車の迅速な処理に向けては、個別に判断をする必要があります。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議しましょう（国指針P1-10参照）。

- 要請があれば都道府県が市町村道の災害復旧対応も可能（大規模災害からの復興に関する法律）
 - ・被災市町村を包括する都道府県は、道路管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧等道路工事を施行することができる（同法第46条第2項）。

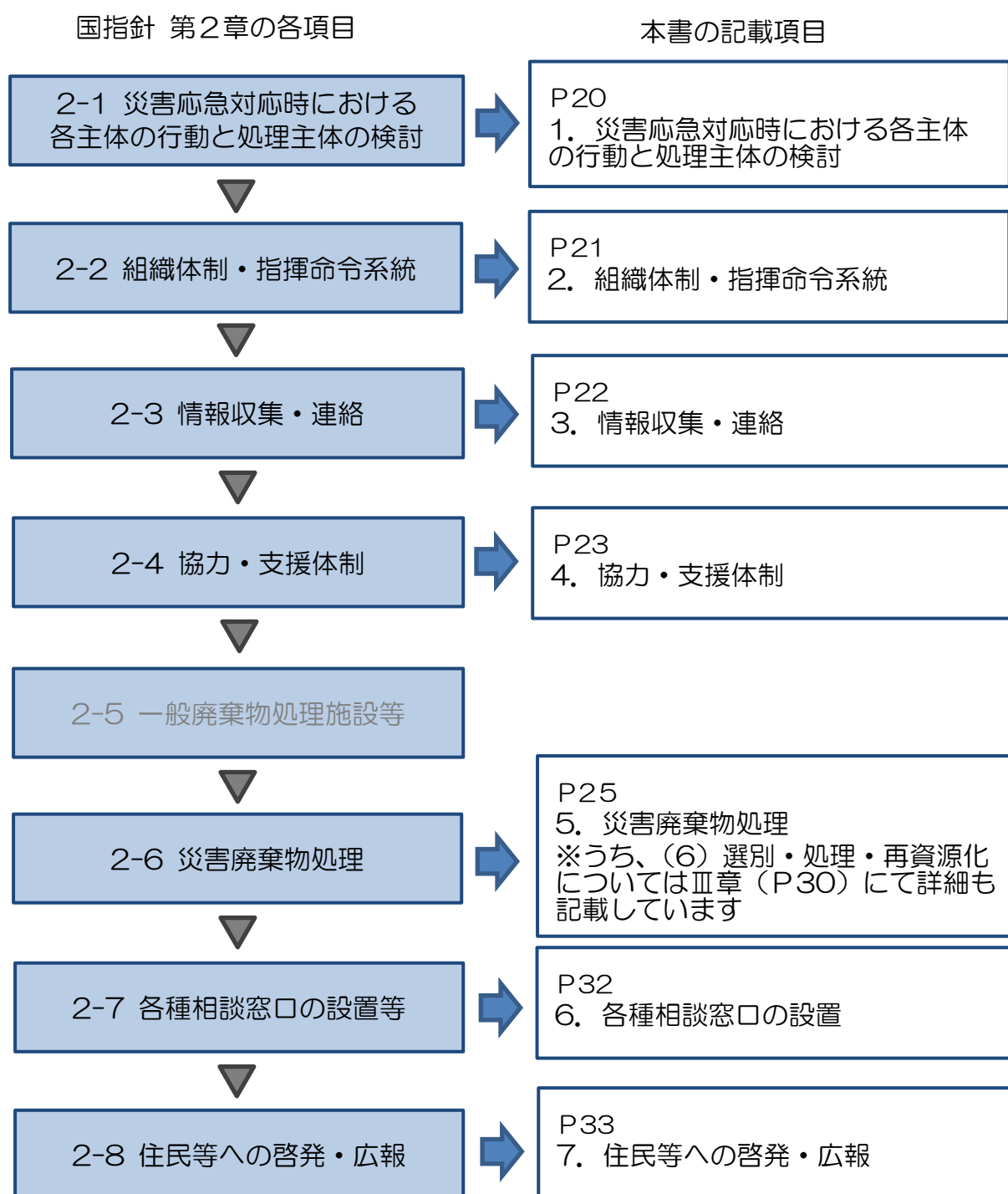
- 被災自動車の車内の収用物は、3か月で所有権が拾得者に移転（民法、遺失物法）
 - ・民法第240条、遺失物法（附則）に基づきます。

II. 災害応急対応

大規模災害発災時の対応についての章です。
国指針の第2編災害廃棄物対策 第2章災害応急対応 に準拠しています。
大規模な津波等により大量の被災自動車が発生する規模の災害を想定した
必要な対応を記載しました。

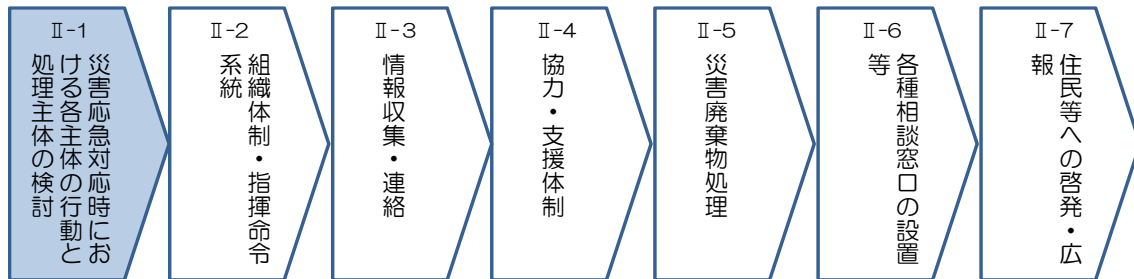
Ⅱ.災害応急対応

国指針の「第2章 災害応急対応」の各項に対応して、被災自動車の処理に関して本書で記載している事項は下記のとおりです。



1.災害応急対応時における各主体の行動と処理主体の検討

独自に被災自動車を処理できるか総合的に検討します。被害の規模等によっては都道府県へ支援（事務委託）を要請します。



【国指針 P2-19 参照】

○都道府県管理公物上の処理

- 東日本大震災時では、環境省より「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針（2011.5.2）」が出され、県管理公物上（県が管理する道路、河川、港湾、漁港、庁舎、宿舍等）の災害等廃棄物の処理は環境省の補助対象となりました。
- その際、当該処理について都道府県は市町村から生活環境保全上必要なものとして同意を得ることが必要とされました。

（参照）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録、P8」2014.7

○国による災害廃棄物の処理の代行

- 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（2011.8.18）」の成立によって、東日本大震災では、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があった場合には、国が市町村の処理を代行することができました。

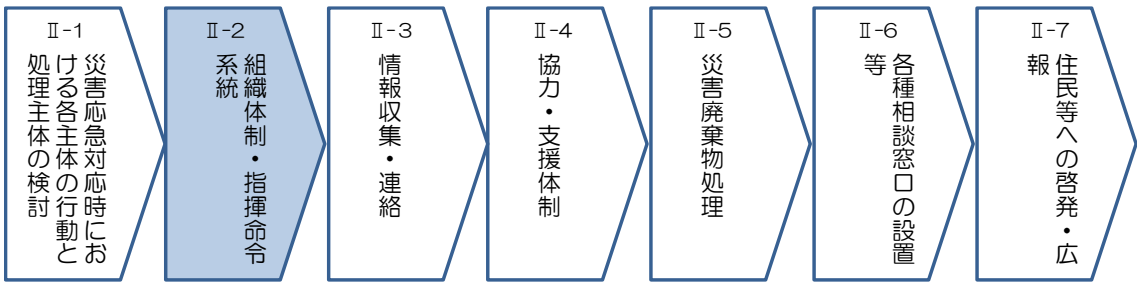
【参照】P99 V.参考資料編「3.事務委託に関連する文書」

【参照】P104 V.参考資料編「4.市町から県への委託スキーム」

【参照】P104 V.参考資料編「5.県管理公物上の災害廃棄物の処理について」

2. 組織体制・指揮命令系統

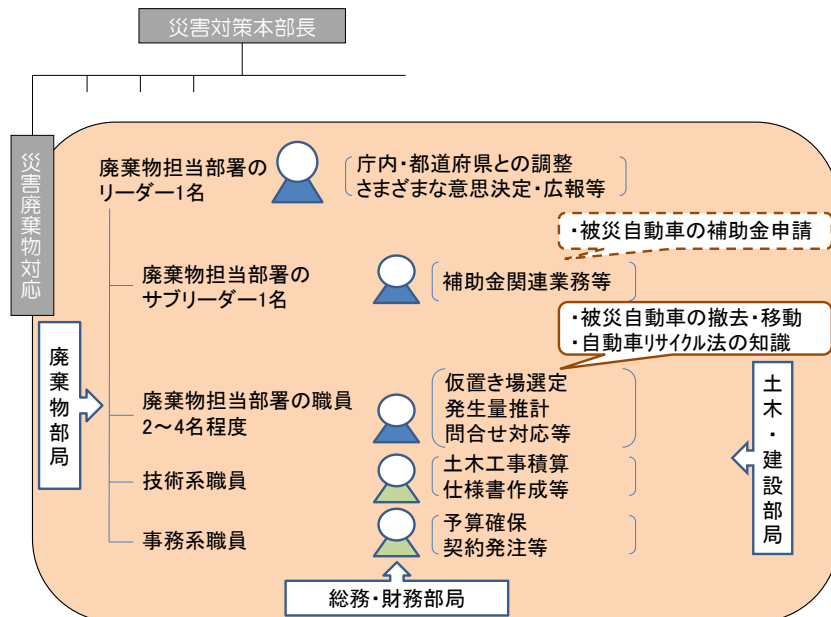
連携が必要な組織・人材など、被災自動車の処理にかかわる対応体制の構築について解説します。



【国指針 P2-19~20 参照】

○体制構築

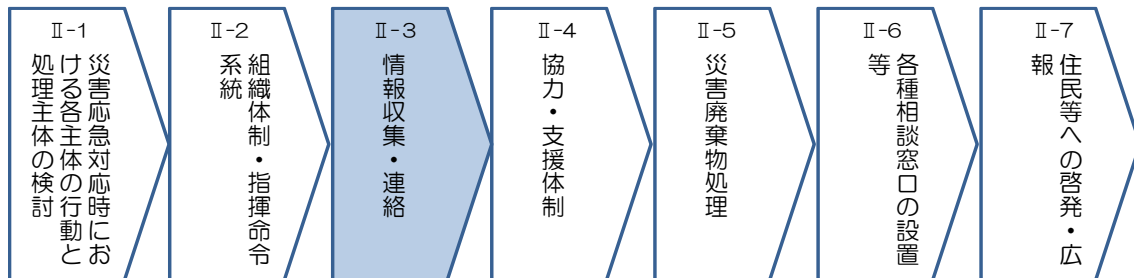
- 被災自動車を処理するためには、自動車リサイクル法の知識が必要です。保健所設置市以外の場合、対応手順を都道府県の所管部局、または JARC にお問い合わせください。
- 被災自動車の現地調査、撤去・移動等を行う場合、土木・建設部局と連携します。
- 被災自動車は公園、農地など、あらゆるところに存在する可能性があります。市区町村所有の土地や施設を所管する組織との調整によって、被災自動車の撤去、移動をスムーズに実施することができます。
- 被災自動車の撤去・移動、ハイブリッド車、電気自動車の処理を行うためには専門的な知識も必要です。専門業者と連携しましょう。



(参考) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 災害廃棄物対策チーム「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～」P19 2016. 3. 31 に加筆

3.情報収集・連絡

被災自動車の発生台数に関する情報収集を行います。



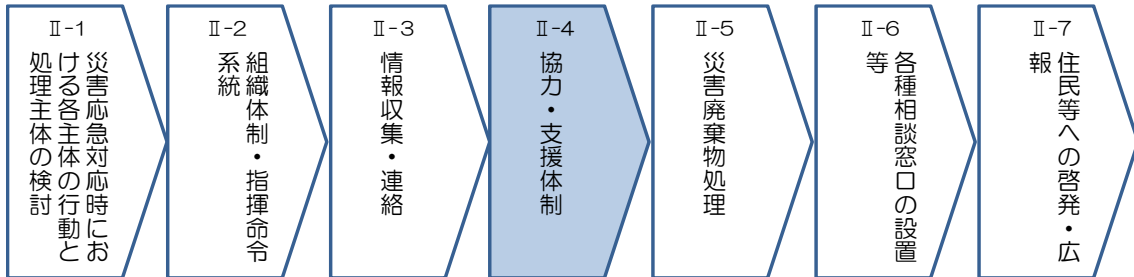
【国指針 P2-20 参照】

○被災自動車の発生台数を推計するための必要な情報収集

- ・被災自動車を推計するために必要な情報を収集します。
- ・災害情報（津波浸水範囲・津波浸水深等）、航空写真、住宅地図を、災害対策本部などから収集します。
- ・必要に応じて被災自動車の台数を現地で確認します。
- ・市区町村内にモータープールがある場合、当該メーカーに被災自動車の台数を確認します。

4. 協力・支援体制

被災自動車を処理するにあたり、自衛隊、警察、民間事業者などとの連携内容について解説します。



【国指針 P2-22 参照】

○自衛隊・警察との連携

- ・自衛隊とは道路啓開時に連携します。自衛隊の派遣要請は都道府県の首長が行うことができます。
- ・警察とは主に遺体発見時に連携します。保管時に遺体が発見された事例もありました。

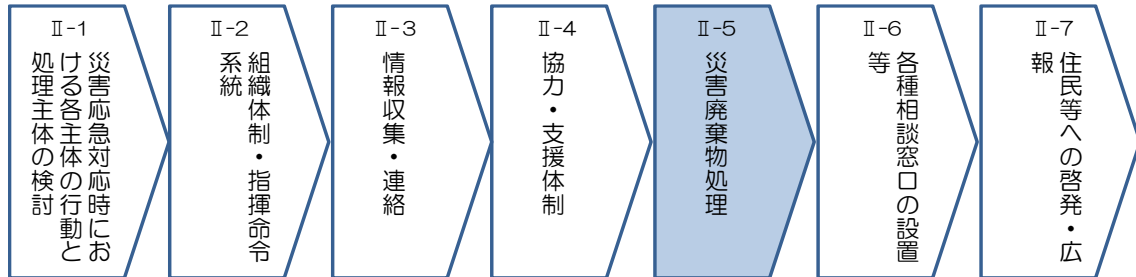
○民間事業者との連携

- ・委託を検討する業務は現地調査、撤去・移動、仮置場での被災自動車の保管、所有者・使用者の確認、所有者使用者への意思確認等です。
- ・委託する業務の種類に応じて、自動車整備業者、解体・破砕業者、重機を保有する土木業者、建設業者等から候補を洗い出します。まずは協定先から洗い出し、該当がない場合には地元業者、近隣市区町村からの紹介により、候補を洗い出します。
- ・協定先以外と契約を交わす場合、入札ではなく緊急の必要による随意契約による場合であっても、可能な場合は相見積もりを徴収するなどして、透明性・合理性を確保しましょう（安易に単独の事業者と随意契約を結ぶことは避けましょう）。
- ・自動車リサイクル法に基づく引取りも含めて事業者へ委託すると、公平性が保てなくなる恐れがあります。
- ・協定先以外の団体、事業者から支援の申し出を受けた場合、受託の必要性、求める役割等を検討して判断してください。
- ・委託する業務を決定したのち、協定先や地元事業者、他市区町村からの情報などに基づき、依頼すべき事業者を洗出します。自動車整備業者、解体・破砕業者のほか、重機を保有している、現場での記録（写真撮影を含む）を日常的に行っているという観点から、土木業者や建設業者への委託が有効です。

- なお被災自動車の調査には土地勘が必要であり、地元事業者への依頼が有効です。但し事業者も被災している可能性もあります。事業規模も踏まえて業務遂行力を考慮する必要があります。

5. 災害廃棄物処理

被災自動車の処理について、処理フローに従って解説します。



【国指針 P2-24～35 参照】 6.各種相談窓口の設置等

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

【国指針 P2-24 参照】

○情報収集

- ・計画を策定するにあたって必要な項目は、「現地調査」「撤去・移動」「保管」「所有者・使用者の確認」「番号不明自動車の対応」「公示」「所有者・使用者への意思確認」「所有者への引渡し」「引取業者引渡し（入札）」です。
- ・このために必要な情報は、被災推計の結果、被災自動車の数、確保可能な人員数（応援要員を含みます）、委託した事業者の処理能力、仮置場のスペースです。
- ・情報収集した結果に基づいて、被災自動車の処理をスケジュール化します。

【参照】 P106 VI.様式集「1.災害廃棄物処理実行計画例（被災自動車）」

(2)発生量・処理可能量・処理見込み量

【国指針 P2-24～25 参照】

○被災推計

- 被災自動車の推計は以下の手法があります。取得可能なデータ、必要性に応じて、手法を選択しましょう。
- 自動車メーカー等のモータープール^(注)がある場合には、駐車台数等の事前調査を行い、数字を補正しましょう。

推計方法	活用における課題（平時でも活用可能）
①統計データからの推計	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部で集計している被災状況を勘案して、自動車の登録台数などから被災自動車の台数を算出することができます。 短期間で結果を得ることができますが、誤差も大きく生じます。
推計方法	活用における課題
②住宅地図を使った推計	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部から被災エリアの情報を入手し、住宅地図の棟数＝被災自動車の台数と仮定して、実際に数えて集計します。 結果を得るまで時間と手間がかかります。
③航空写真を使った推計	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真で被災自動車と思われる車両を実際に数えて集計します。 航空写真を入手するまで時間がかかり、またカウントする手間もかかります。
④実車の把握	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場に出向いて実車を集計します。一定の地域でサンプリング調査を行う方法もあります。 結果を得るまで時間と手間がかかります。
⑤国・都道府県の推計結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> 国・都道府県の推計結果に、人口等の割合をかけることで推計します。 短時間で結果を得ることができますが、誤差も大きく生じます。

(注)モータープールから流出した被災自動車について関連する法令等は次のとおりです。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。（第11条第2項）」とあります。
- 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲は、「災害のために発生した生活環境の保全上特に処理必要とされる廃棄物。原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。」とあります。

(出典) 環境省 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）、P21」2014.6

(3) 処理スケジュール

【国指針 P2-25～26 参照】

- 「現地調査」は可能な限り早期に着手します。被災自動車は有価物で盗難の恐れがあるためです。東日本大震災では発災 3～6 か月後で完了しました。
- 「撤去・移動」は現地調査が終了し、事業者の手配が済み次第、被災自動車を仮置場に移動します。「所有者・使用者の確認」「番号不明被災自動車の対応」「公示」は「撤去・移動」後、速やかに実施します。東日本大震災では発災 2 年後に完了しました。
- 「保管」は最長 6 か月です。公示期間と同じです。「撤去・移動」の完了時期+6 か月と設定します。公示期間終了後、「引取業者引渡し（入札）」を行います。
- 所有者・使用者と連絡がとれた場合、「所有者・使用者への意思確認」「所有者への引渡し」は、公示期間と関係なく、最終確認が取れるまで実施します。

【参照】P15 I. 平時の備え「2. 災害廃棄物処理」（3）関連法令の把握

1. 災害応急
対応時にお
ける各主体
の行動と処
理主体の検
討

2. 組織体
制・指揮命
令系統

3. 情報収
集・連絡

4. 協力・支
援体制

5. 災害廃棄
物処理

6. 各種相談
窓口の設置
等

7. 住民等へ
の啓発・広
報

(4) 仮置場

【国指針 P2-27～29 参照】

○仮置場の面積確認

- ・被災自動車の推計値と、作業スペース（被災自動車の搬入・搬出経路、重機の可動範囲・導線）を考慮して、確保すべき仮置場の面積を算出します。
- ・基本的には平置きを前提に計算しますが、やむを得ない場合には、高さ 4.5m までの積上げを前提に、確保すべき仮置場の面積を算出してください。

○仮置場の確保

- ・仮置場として使用する公有地の確保を災害対策本部に要請します。（一般的には仮設住宅用としての公有地が最初に災害対策本部で確保されます）。
- ・被災自動車の台数が増え、仮置場の面積不足が懸念される場合には、早めに災害対策本部に仮置場の確保を要請します。
- ・公有地（市区町村）を確保できなかった場合、都道府県、それでも厳しい場合には協定先や民間企業に、仮置場の確保を要請しましょう。
- ・仮置場は、①被災自動車専用、②長期間利用できる、③作業通路、動線が確保できる広さがある、④被災場所から近い（所有者が確認に行きやすい）場所とします。
- ・海沿い、特に浸水想定域等は避けましょう。津波による二次災害が懸念されるためです。市区町村が策定するハザードマップを参考にしましょう。
（参照）環境省東北地方環境事務所「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き、P75～79」
2017.3
- ・二次仮置場を確保する必要性はありません。被災自動車の所有者が見つかった場合、または公示から 6 か月経過した場合には、所有者に返還、もしくは引取業者に引き渡されるためです。

○仮置場の返却

- ・仮置場としての活用終了後は、整地等を行い、土地所有者に返却します。

I. 災害予
防（被害抑
止・被害軽
減）

(5)環境対策、モニタリング、火災対策

【国指針 P2-29～30 参照】

- 油類及び有害物質による土壌汚染を未然に防止するため、被災自動車の仮置場は、予めアスファルトを舗装するとよいでしょう。

（参照）仙台市環境局「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録、P192～199」2016.3

II. 災害応
急対応

1. 災害応急
対応時にお
ける各主体
の行動と処
理主体の検
討

2. 組織体
制・指揮命
令系統

3. 情報収
集・連絡

4. 協力・支
援体制

5. 災害廃棄
物処理

6. 各種相談
窓口の設置
等

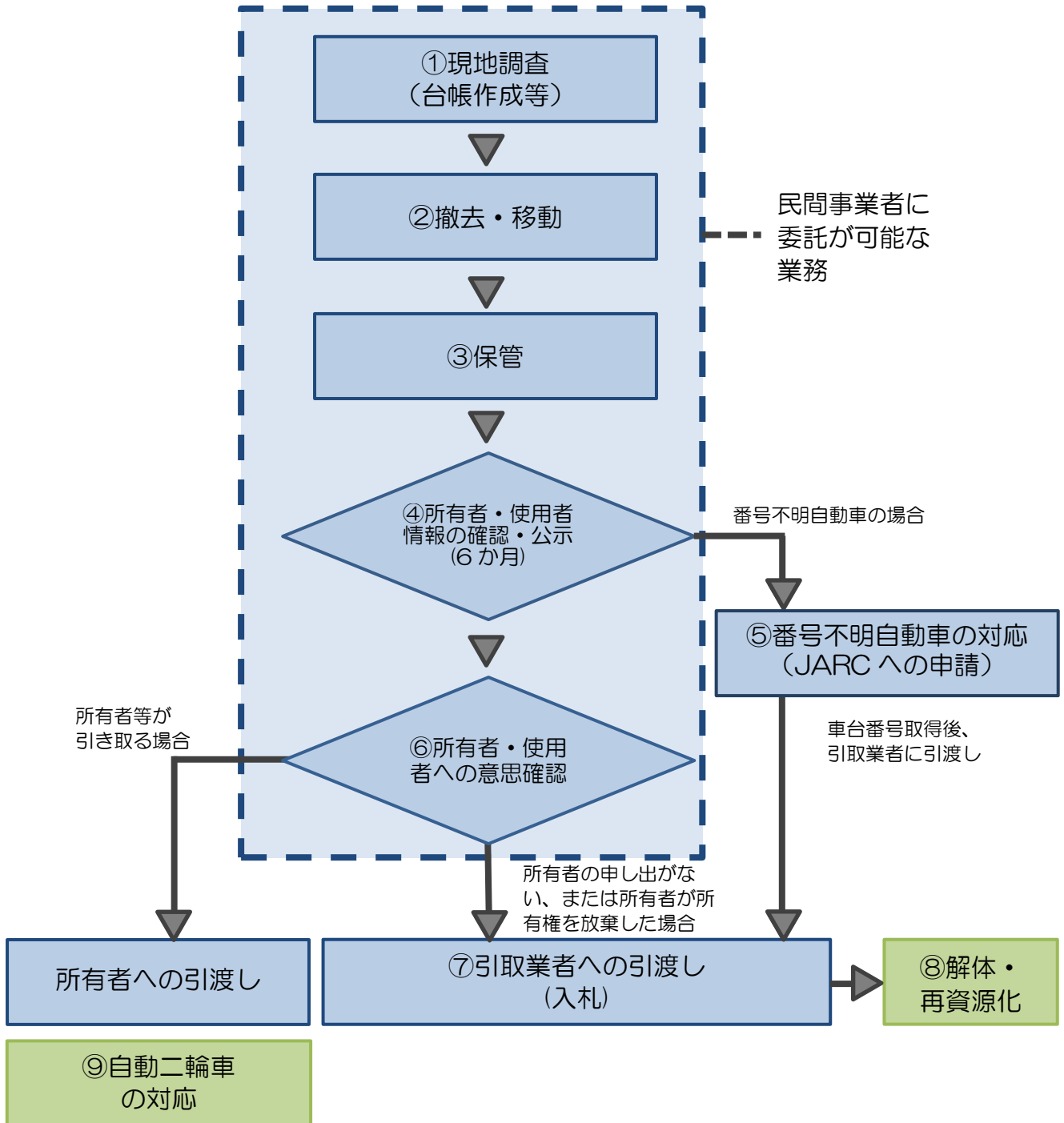
7. 住民等へ
の啓発・広
報

(6)選別・処理・再資源化

【国指針 P2-31～33 参照】

【国指針・技術資料 技 24-8 (1-20-8) 廃自動車の処理 参照】

詳細は「Ⅲ.選別・処理・再資源化 (処理フローの詳細)」P35 をご参照ください。



(7) 思い出の品等

【国指針 P2-34 参照】

- 車内には貴重品、思い出の品などが入っています。所有者や関係者が車内の収用物の確認や引取りを求めてくるケースがあります。その際、市区町村職員の立ち合いを行うのか、事業者に対応を一任するのか、事前に決めておきましょう。

1. 災害応急
対応時にお
ける各主体
の行動と処
理主体の検
討

2. 組織体
制・指揮命
令系統

3. 情報収
集・連絡

4. 協力・支
援体制

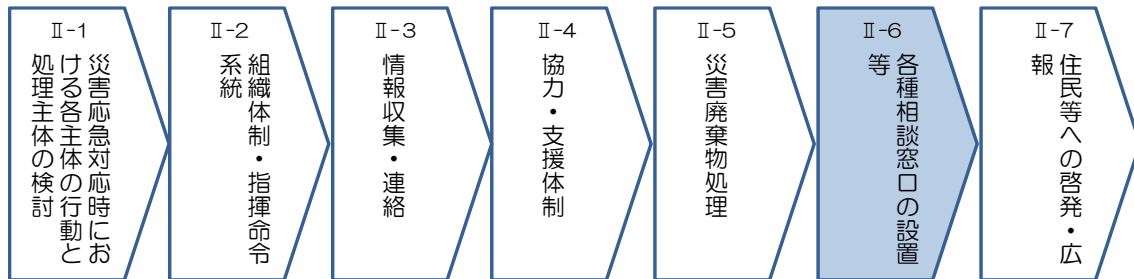
5. 災害廃棄
物処理

6. 各種相談
窓口の設置
等

7. 住民等へ
の啓発・広
報

6.各種相談窓口の設置

提供する情報、所有者・使用者からの連絡に備えて窓口を設置します。

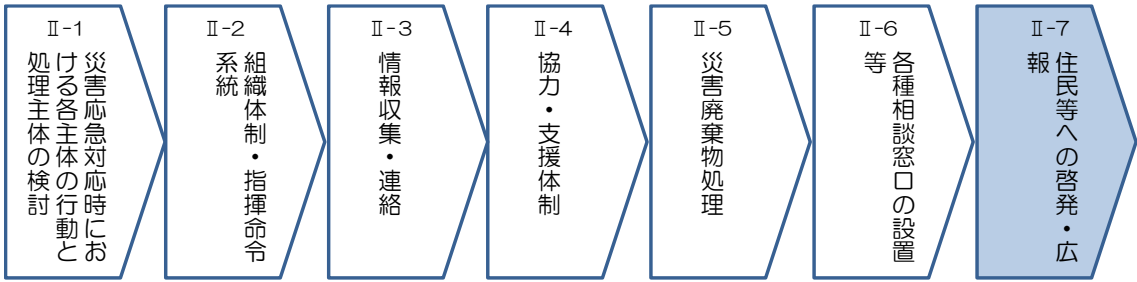


【国指針 P2-35 参照】

I. 災害予防（被害抑止・被害軽減）

7.住民等への啓発・広報

被災自動車の所有者、使用者に連絡をとること、所有者・使用者が行うべき必要な手続きを被災者に伝えること、を目的に広報を行います。



【国指針 P2-35～36 参照】

○広報

- ・所有者・使用者に郵送した場合、所有者・使用者が避難によって宛先とした住所にいないこともあります。
- ・このため、避難所や庁舎での掲示、広報紙やホームページの掲載など、可能な限りの手段で、連絡を試みましょう。
- ・車両ナンバー等が不明で番号照会が出来ない車両は車両の写真、もしくは車種、色等の特徴をリスト化し掲示します。

○広報内容

- ・震災により自動車の抹消登録の手続をした場合、自動車重量税の還付、自賠責保険料の返戻があります。公告と併せて、これらの情報を広報しましょう。

II. 災害応急対応

1. 災害応急対応時における各主体の行動と処理主体の検討

2. 組織体制・指揮命令系統

3. 情報収集・連絡

4. 協力・支援体制

5. 災害廃棄物処理

6. 各種相談窓口の設置等

7. 住民等への啓発・広報

【東日本大震災当時の対応】

○自動車重量税の還付

- ・「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」により、被災自動車の自動車重量税の特例還付及び免税措置が設けられました（2011 年 4 月）。
- ・「自動車登録番号・車台番号が分からない」「印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失」「原因を証する書面（罹災証明書）の入手が困難」なケースにおける手続き上の救済措置が設けられました。

（参照）国税庁「東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）」
2017 年 4 月、2011 年 12 月（2016 年 4 月改訂）

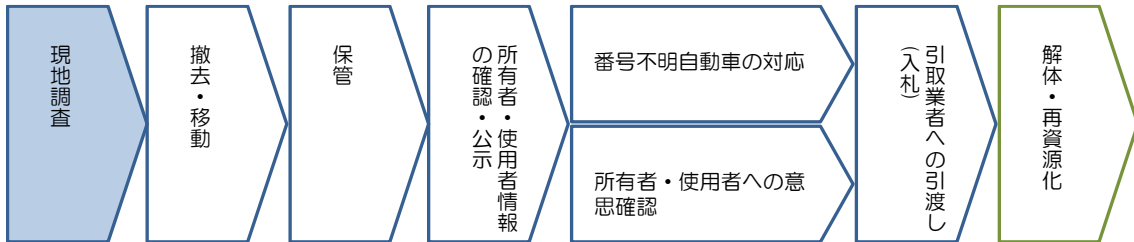
（参照）国土交通省 総務省 財務省 国税庁 金融庁「東日本大震災で自動車が被害に遭われた方へ」

Ⅲ. 選別・処理・再資源化（処理フローの詳細）

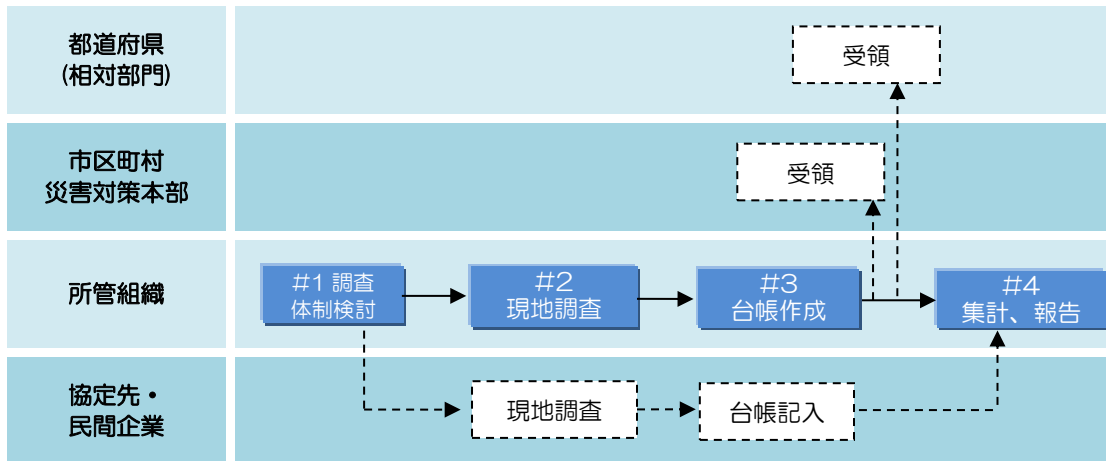
現地調査、撤去・移動、保管、所有者・使用者情報の確認・公示、番号不明自動車の対応、所有者・使用者への意思確認、引取業者への引渡し（入札）、解体・再資源化など、「選別・処理・再資源化」における被災自動車特有の処理フローの詳細について、解説します。

1.現地調査

災害発生直後の被災自動車の調査（どこで、どのような車があるのか）と台帳作成について、解説します。



1) 対応フロー



- 被災自動車を撮影し、どこに、どのような状態であるのかを、台帳に記録します。
- 併せて所有者と連絡を取ることを目的に、貼り紙を貼付します。

被災場所、被災自動車の状況、写真との紐づけを忘れないように！

盗難防止のため、可能な限り早期に着手しましょう。



	作業項目	作業内容
#1	調査体制検討	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地域、人員体制を検討します。 被災自動車は有価物です。盗難防止のため、調査は可能な限り速やかに開始しましょう。
#2	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査では、「調査日時」「被災場所」「車両ナンバー」「車台番号」「被災自動車の車種、色、車種区分（普通車、軽自動車など）」を記録します。 写真を撮影します。後日、どこの場所に、どの被災自動車があったのか、分からなくなることがあります。地図などを活用して、写真と被災場所との関係が分かるようにしてください。 記録が終了したら、「一定期間後に仮置場に移動する」「仮置場移動後の市区町村の連絡先」「被災自動車の処理方法の意思表示のお願い」を記した貼り紙を被災自動車に貼付します。 調査員が怪我をしないよう、安全に留意してください。
#3	台帳作成	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果は台帳に記録します。
#4	集計、報告	<ul style="list-style-type: none"> 台帳における集計結果は、必要に応じて都道府県、対策本部に報告します。

【参照】 P107 VI.様式集「2.管理台帳のひな形」

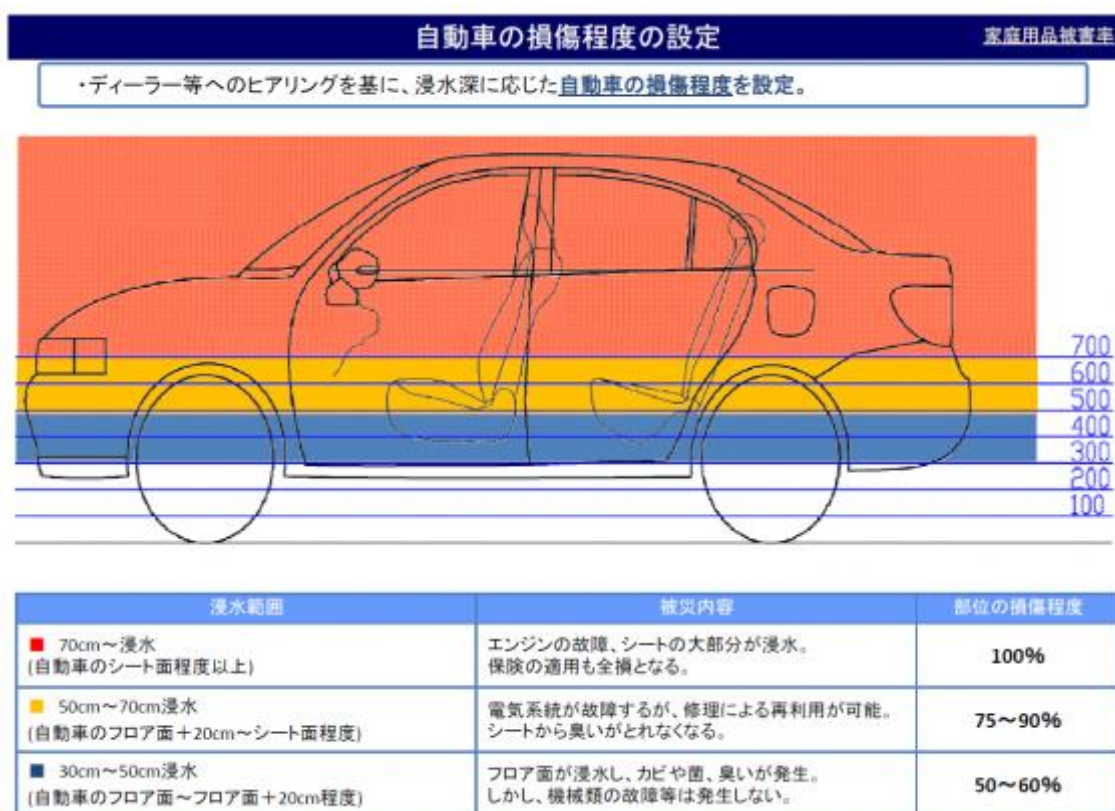
【参照】 P109 VI.様式集「3.貼り紙」

2) 作業のポイント

○現地調査

- 被災自動車の定義は「地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）」です。

(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011. 3. 28 事務連絡



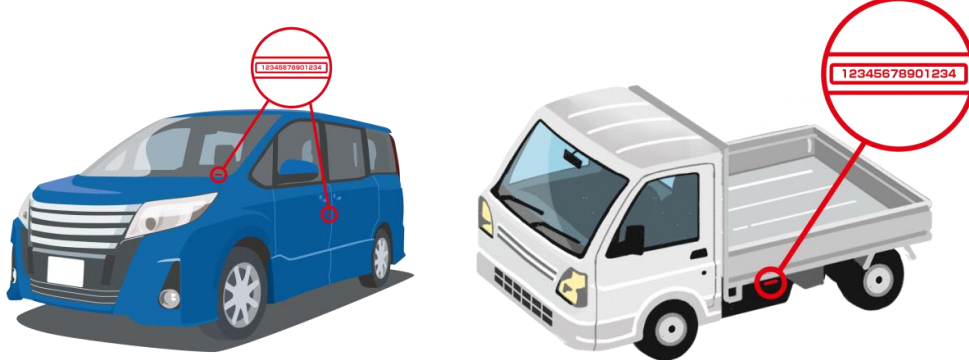
(出典) 河川事業の評価手法に関する研究会「第4回 資料3-4 家屋及び家庭関連被害における津波被害率設定の考え方」2012. 12. 10

・東日本大震災では被災自動車と被災場所の紐づけができなくなる事例がありました。

- ①調査は土地勘がある職員や委託事業者が行う
- ②地図の活用
- ③GPS 付のカメラを使用する

などを検討しましょう。記録に慣れている建設業者に調査を委託することも効果的です。

・まずは車両ナンバーを確認します。確認できない場合には車台番号を確認します。車台番号は主にフレームに打刻されています。エンジンルーム内や運転席の足もと等にありますが、車検証や整備手帳などで確認することもできます。但し、ドア等を無理にこじ開けることはせず、可能な範囲内での確認にとどめましょう。なおトラック等、フレームに打刻された車台番号を外から確認できる車種もあります。



図：車台番号の位置

・ハイブリッド車や電気自動車等の大容量バッテリー搭載車を調査する際は十分注意しましょう。

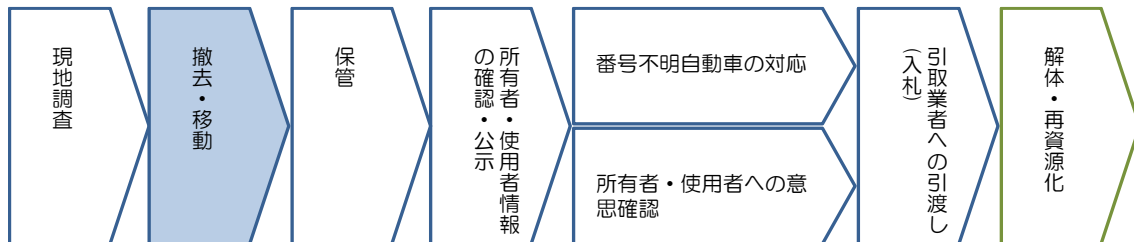
- ①ガソリン、オイルなどが漏れている場合には火災の可能性があります。
- ②鉛電池にも留意が必要です。特性は次のとおりです。①充電直後は電池内部に酸素ガスと水素ガスがたまっているので、火気を近づけると引火して破裂するおそれがある。②清掃などで鉛電池を乾いた布でふくと静電気が発生し、引火して破裂することがある。③液式鉛電池は横倒しにすると、硫酸水溶液の電解液が漏れ出す危険がある。



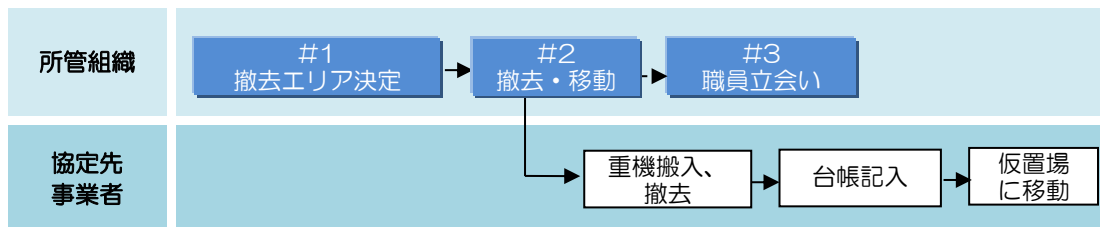
(参照) 一般社団法人日本自動車工業会「JAMAGAGINE #50、P2～10」2016. 2

2.撤去・移動

被災自動車を現地から撤去し、仮置場に移動する際の対応について、解説します。



1) 対応フロー



- ・撤去を行うためには重機が必要です。また実施前の段取りも重要です。
- ・職員の立会いを行うかどうか、検討しておきましょう。

撤去の前後では写真を撮りましょう！



	作業項目	作業内容
#1	撤去エリア決定	<ul style="list-style-type: none"> 撤去エリアを決め、撤去する被災自動車の順番を決定し、事業者へ委託する場合には指示します。
#2	撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去前には手順（現場への重機の搬入方法、被災自動車の撤去方法、移動方法、移動ルート、移動先）を確認してください。 重機を持ち込めない場所にある被災自動車については、その場での（運搬のための）解体も検討してください。 撤去の前後で写真（前後左右）を撮影してください。「撤去で損傷した」というクレームに対応できるようにするためです。 撤去した被災自動車は台帳に記入してください。
#3	職員立会い	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車は有価物です。車内には私物もあります。後のトラブル防止のため、車内の物を確認する場合には、職員の立会いを行ってください。併せて車内の写真撮影も行ってください。 現金などが見つかった場合には、警察に届け出を行ってください。



写真提供（最上段・左中右、最下段・中） 東北大学 劉庭秀 教授

2) 作業のポイント

○撤去・移動

- ・被災自動車を撤去するため、重機を保有する土木会社、建設会社に業務を委託するとよいでしょう。使用済自動車の引取業者、解体業者では大型重機を保有していない可能性があるため注意しましょう。大型重機を使用する重機は、フォークリフト、トラックを基本に、ユニック車、レッカー車、クレーン車となります。
- ・被災現場、被災状況によって、すぐに重機が使用できない場所もあります。作業前に手順（現場への重機の搬入方法、被災自動車の撤去方法、移動方法、移動ルート、移動先）を決めてから、撤去に取り掛かるとスムーズです。
- ・冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンはかけないようにしましょう。
- ・電気系統のショートを防ぐ、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮してください。

【国指針・技術資料 技 24-8（1-20-8）廃自動車の処理 参照】

- ・津波により転落等している車両については、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン（ユニック車）を用いて引き揚げましょう。
- ・津波で被災した車両は、各種オイル（エンジンオイル、デファレンシャルオイル、ATF、トランスファーオイル等）、ガソリンなどに海水が混入している可能性があります。このため液抜き作業が必要となる可能性があります。
- ・輸送時の注意点として、液漏れは危険を伴うため、残留ガソリンは抜き取りましょう。

（参照） 廃棄物資源循環学会・災害廃棄物対策・復興タスクチーム「災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル Ver.2、P64～65、P87～88」2011.6.15



（ユニック車）



（ラフテレーンクレーン）

○損傷した電気自動車（EV）・ハイブリッド自動車（HV）等の取扱い時の主な注意事項
 ・一般社団法人日本自動車工業会・日本自動車輸入組合より、「損傷した電気自動車・ハイブリッド自動車等の取扱い時の主な注意事項」が示されております。内容を確認して撤去作業者に十分注意するよう指示しましょう。

2015年10月14日
 一般社団法人日本自動車工業会
 日本自動車輸入組合

損傷した電気自動車・ハイブリッド自動車を取り扱う事業者の皆様へ

損傷した電気自動車・ハイブリッド自動車等の取扱い時の主な注意事項

1. 損傷した電気自動車・ハイブリッド自動車を撤去（運搬・保管等）する場合

※走行可能等通常状態の車両の撤去は通常の取扱いが可能です。

(1) 感電等の防止の為、以下を行ってください。

- ①必ず絶縁手袋を着用してください
- ②オレンジ色の高電圧ケーブルには絶対に触らないてください

(2) 各種事故防止の観点より、以下を行ってください。

- ①防護めがねを着用してください
- ②マスクを着用してください

(3) その他留意事項（ヘルメット／安全靴等通常の現場作業に必要な装備は必須）

- ①バッテリーを破損させるような衝撃を与えないてください
- ②液漏れが疑われるバッテリーはよく乾燥させてください

2. 電気自動車・ハイブリッド自動車を解体処理する場合

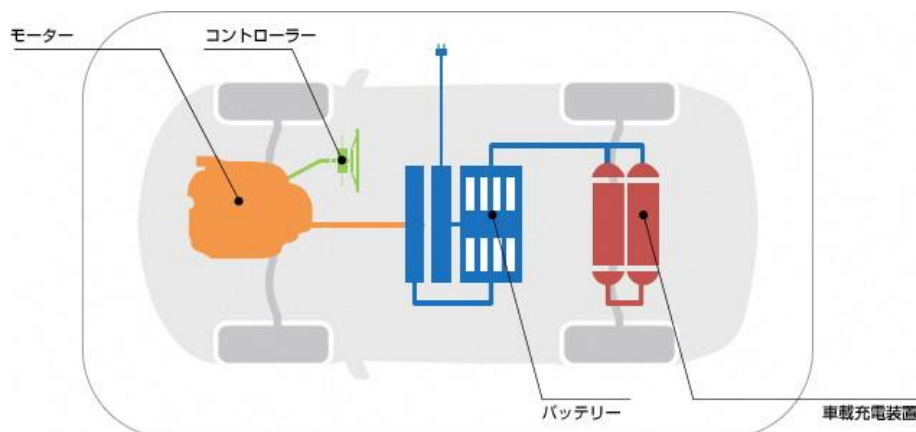
電気自動車・ハイブリッド自動車を製造する自動車メーカー等のホームページ
 （別紙一覧表ご参照）、又は**自動車再資源化協力機構（自再協）のホームページ**から
 車種別の取外し等に関する各種マニュアルを確認し、**指定の手順に従って安全な取外しを行ってください。**

（出典）一般社団法人日本自動車工業会日本自動車輸入組合「損傷した電気自動車・ハイブリッド自動車等の取扱い時の主な注意事項」2015. 10. 14

<参考情報>

○電気自動車（EV）とは

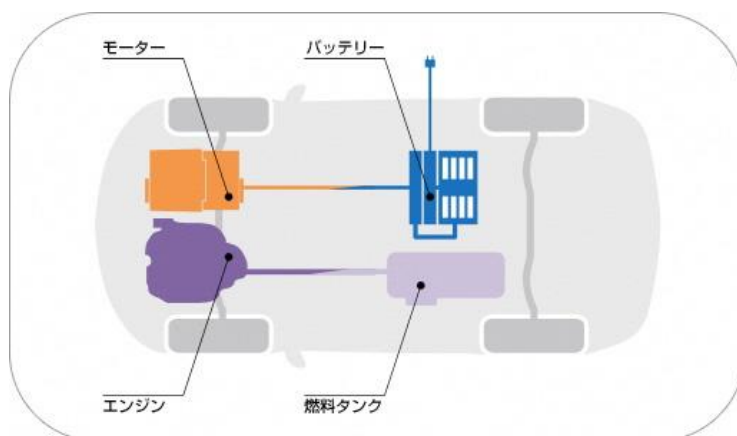
- EVとは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車と言います。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させます。



(本文、図の出所) 経済産業省ホームページ「EV・PHV プラットフォーム」

○ハイブリッド自動車（HV）とは

- ハイブリッド車（HV、Hybrid Vehicle）とは、エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載した自動車のことです。それぞれの利点を組み合わせることで、低燃費と低公害を実現しています。（図はプラグインハイブリッド自動車です）

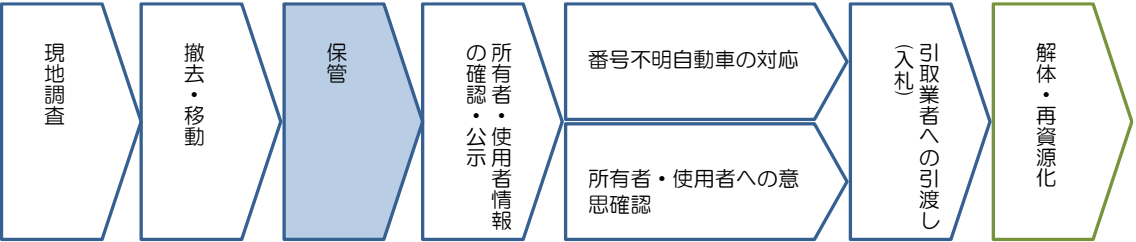


(本文参照) 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ「環境技術解説」

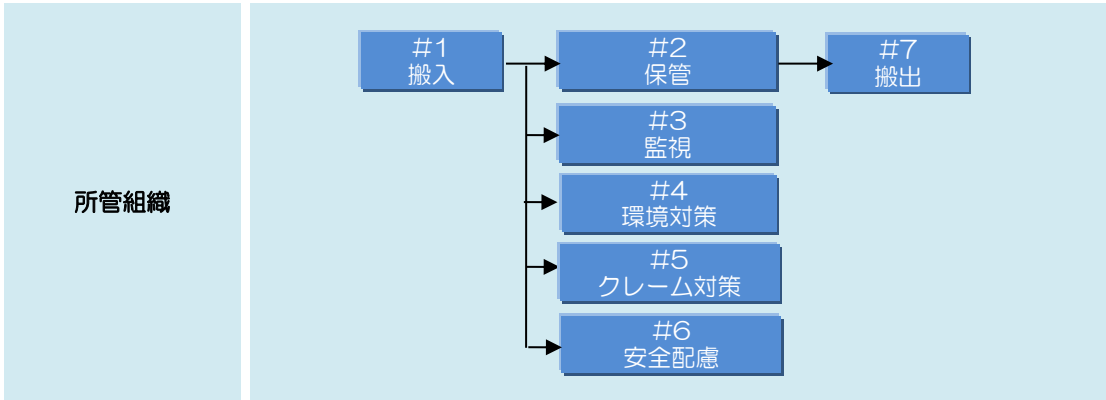
(図の出所) 経済産業省ホームページ「EV・PHV プラットフォーム」


3.保管

被災自動車を仮置場で保管する場合について、解説します。




1) 対応フロー





- 保管時の積上げは高さ 4.5m までです。
- 被災自動車の盗難防止の観点から、警備を行いましょう。

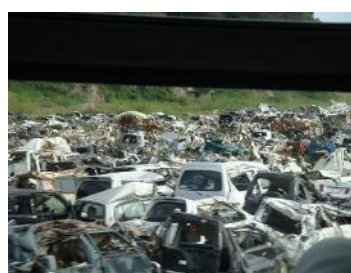
入出庫時に台帳への記入を忘れずに行いましょう。



	作業項目	作業内容
#1	搬入	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の搬入時には台帳に記入してください。
#2	保管	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知では高さは4.5mまでです。 所有者確認、車内確認時を考慮して、スペースが許す限り、平置きを基本にしてください。
#3	監視	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車は有価物です。盗難されないよう、搬入・搬出時間を限定して時間外は入口を閉鎖する、定期的にパトロールを実施するなど、警備を行ってください。 被災自動車を確認するため、所有者が仮置場に来ることもあります。入退場者の管理（身分証の確認、入場証の発行、入退場の管理など）を行ってください。
#4	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の中にはボディが引き裂かれるなど、大きく損傷しているものがあります。冷却液やオイル、ガソリン漏れがないか、定期的にモニタリングを行ってください。環境汚染のほか、ガソリン漏れは火災の原因にもなります。 自動車のタイヤに水がたまり、蚊の発生や悪臭が生じることがあります。自動車に付いているタイヤは外さないようにしましょう。タイヤのみで、土砂や泥まみれになっている場合には、水洗いやエア吹き等できれいにしましょう。【国指針・技術資料 24-5（1-20-5）廃タイヤ類の処理 参照】
#5	クレーム対策	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民からのクレーム（臭気、ほこり、におい等）には真摯に対応します。
#6	安全配慮	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場が沿岸に近い場合には余震による津波被害に注意します。 積上げた被災自動車が崩れて作業員や入場者が怪我をしないよう、安全に留意してください。 必要に応じて作業員への予防接種（破傷風等）も検討しましょう。
#7	搬出	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の搬出時には台帳に記入してください。



写真提供（上段・左中右） 東北大学 劉庭秀 教授



2) 作業のポイント

○保管

- ・段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮してください。

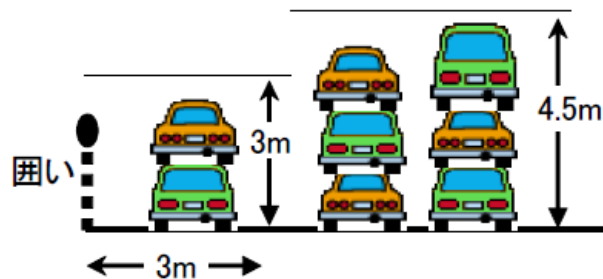
(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011.3.28 事務連絡

- ・鉛蓄電池(自動車、オートバイなどから発生)は火災発生の原因となります。取り除きましょう。また、重機で踏みつぶさないように注意しましょう。

【国指針・技術資料 18-3(1-14-5)仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項 参照】

- ・保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする必要があります。また、大型自動車にあつては、高さ制限は同様ですが、原則平置きとします。

- ・車を積み重ねて保管する場合にあつては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねます。



- ・使用済自動車の保管にあつては、他の廃棄物を混入しないようにしましょう。

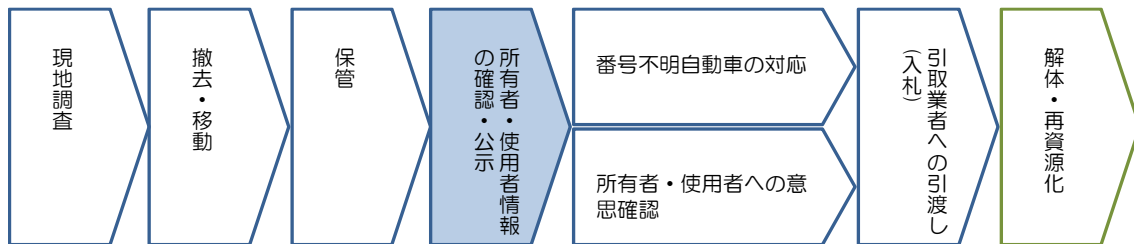
(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011.3.28 事務連絡

- ・被災自動車を複数台積み上げて保管すると、所有者確認の際、上段の被災自動車を撤去しなければなりません。また、損傷が少ない車両は積み上げによる損傷拡大で後にクレームとなる可能性があります。このため可能であれば、平置きをお勧めします。

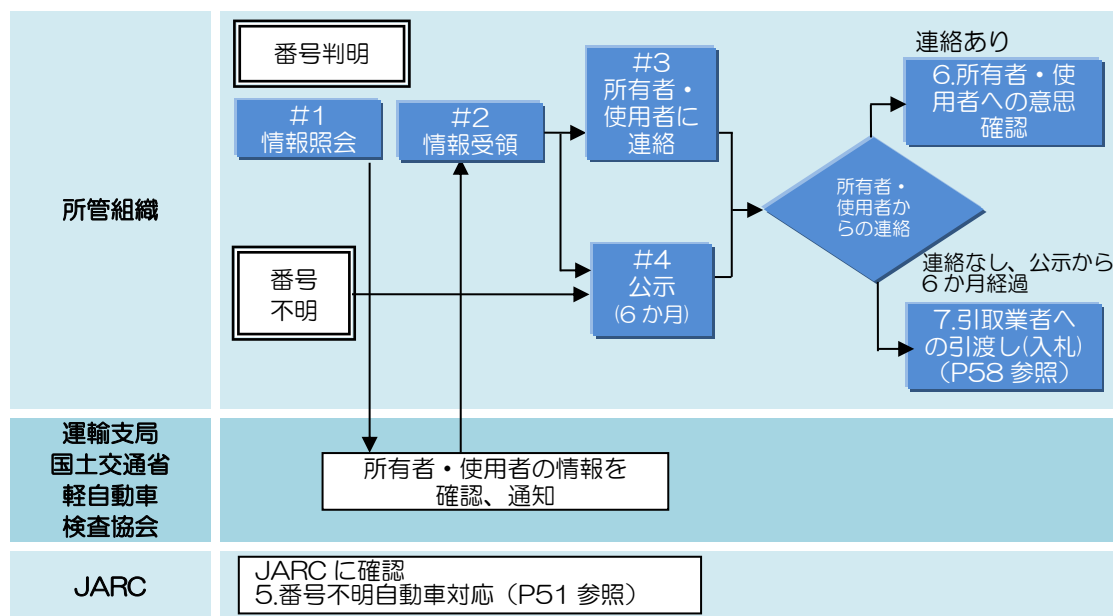
- ・所有者が不明の場合、公示期間(6か月)が経過するごとに、当該被災自動車を仮置場から搬出することになります。このため、公示順に被災自動車を保管することが効率的です。

4.所有者・使用者情報の確認・公示

被災自動車の所有者・使用者情報を確認する方法について、解説します。



1) 対応フロー



- 所有者が判明したら連絡を試み、連絡が取れないときには公示をします。
- 住民からの照会用窓口も設置しましょう。

複数の手段で連絡してみましよう！



	作業項目	作業内容
#1	情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 所有者・使用者の情報を照会します。 車両ナンバー、車台番号の何れかが判明している場合、登録自動車は国土交通省、軽自動車は軽自動車検査協会に照会します。
#2	情報受領	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、軽自動車検査協会から所有者・使用者情報を受領します。
#3	所有者・使用者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> 所有者・使用者情報をもとに、郵送などで直接連絡します。 提供する情報は、車両ナンバー、車台番号、車種、発見場所などです。被災自動車の写真も提供するとよいでしょう。 所有者・使用者からの連絡に備えて、窓口を設置します。被災自動車が多い場合、事業者に委託してコールセンターを開設することも有効です。
#4	公示	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の掲示版、ホームページ、広報誌、ラジオなどを通じて公告します。 所有者・使用者から連絡がなく、公示から6か月経過した場合、被災自動車の所有権は市区町村に帰属することを記載します。 <p>【参照】P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3)関連法令の把握</p>

【参照】P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3)関連法令の把握

【参照】P110 VI. 様式集「4.公示案」

2) 作業のポイント

○情報照会

- ・被災自動車の所有者・使用者を調べるには、情報の内容により照会先が異なります。
- ・仮置場に搬入された被災自動車でも所有者・使用者が不明の場合は、6か月間公示し、連絡がない場合には所有権が市区町村に帰属します。

【参照】P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3)関連法令の把握

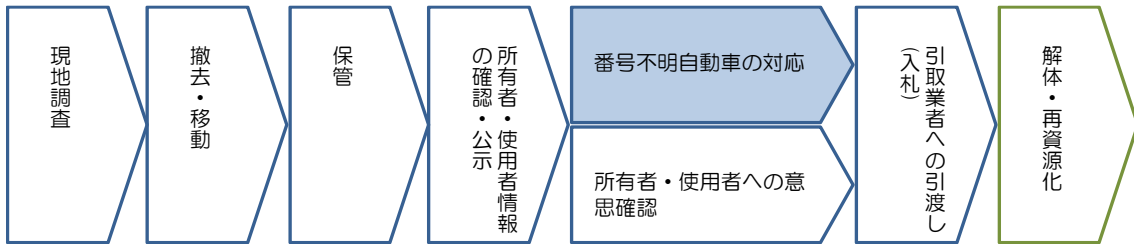
【所有者の照会先】

情報の内容		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省
	軽自動車	軽自動車検査協会
車検証・車台番号		陸運局

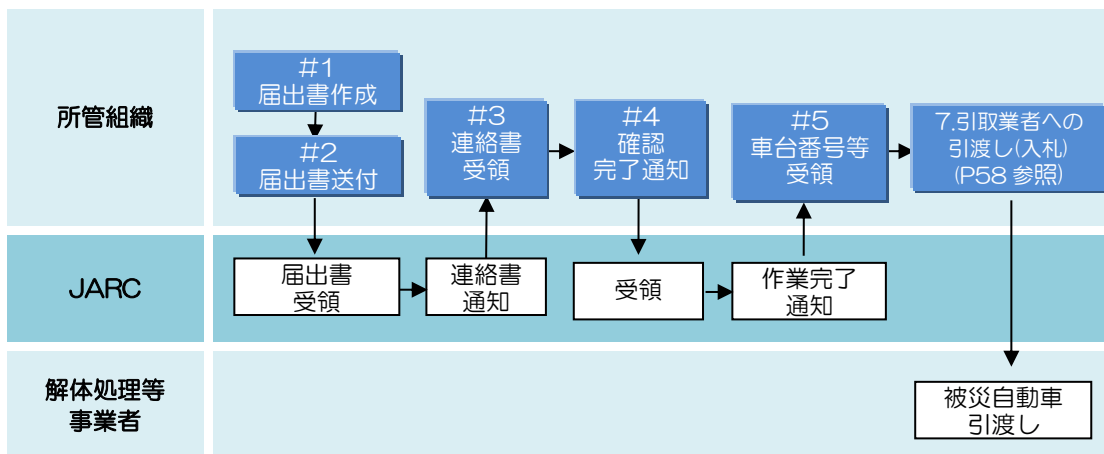
【国指針・技術資料 技 24-8 (1-20-8) 廃自動車の処理 参照】


5.番号不明自動車対応

激甚災害^(注)によって、被災自動車の損傷が激しく、車両ナンバーと車台番号の両方が分からない場合について、解説します。




1) 対応フロー





- 被災自動車も自動車リサイクル法に則り処理する必要があるため、自動車リサイクル料金が預託済であることが必要です。
- しかしながら損傷が激しい場合、車台番号等が分からないため、リサイクル料金の預託確認ができません。
- そのような被災自動車は番号不明車両として、JARCに届出書を送付し、預託済の処理を依頼します。

番号不明の被災自動車も自動車リサイクル法に従って処理します！



	作業項目	作業内容
#1	届出書作成	• 市区町村にて、所定の届出書に必要な事項（市区町村の情報、対象台数等）を記載します。
#2	届出書送付	• 番号不明被災自動車対応窓口（JARC）に送付します。
#3	連絡書受領	• JARC より、車両情報の記載された連絡書を受領、届出内容と合致しているか、確認の要請を受けます。
#4	確認完了通知	• 市区町村にて、JARC から受領した連絡書と自らの届出の内容を確認し、確認結果を JARC に回答します。
#5	車台番号等受領	• 市区町村は、JARC から作業完了の連絡を受けたら、引取業者に対して車両情報等を提供し、引取業者はその情報をもって移動報告を実施します。

（注）激甚災害：大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするものです。激甚災害法に基づいて政令で指定されます。

2) 作業のポイント

○届出書作成

- ・申請対象の被災自動車とは、車両ナンバー、車台番号の両方が分からない車台のみです。形がない場合でも可能な限り、車台番号等を確認する必要があります。
- ・番号不明自動車「1台」の基準とは、移動報告の基となるシャシ（フレーム）1台分です。ボンネットだけ、バンパーだけでは1台には該当しません。

○届出書送付

- ・JARCへの申請は原則、市区町村のみが行うことができます。事業者が行うことはできません。ただし、被災自動車の管理等を事業者に委託している場合はその限りではありませんので、事前にJARCへ委託状況等をご連絡ください。
- ・新しい車台番号に係る再資源化預託金等は、自動車リサイクル法第98条第1項に基づき、特定再資源化預託金等（特預金）が充てられます。一度、出えんした特預金は戻し入れすることができません。このため、改めて調査した結果、車両ナンバーや車台番号が判明した場合、新規に発行された車台番号を取り消すことはできません。届出書を送付するにあたって、本当に車両ナンバーや車台番号は分からなかったのか、慎重に調査してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

第98条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第114条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。

【東日本大震災当時の対応】

○東日本大震災時のリサイクル料金の取扱い

- 2011年5月16日、環境省より「自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。」が示されました。
- その後、同年4月27日、「番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はありません。」が示されました。
- 市町村の車両判別作業の負担軽減を目的に、車種区分は「乗用車」と「バス（大）」の2種類で運用されました。

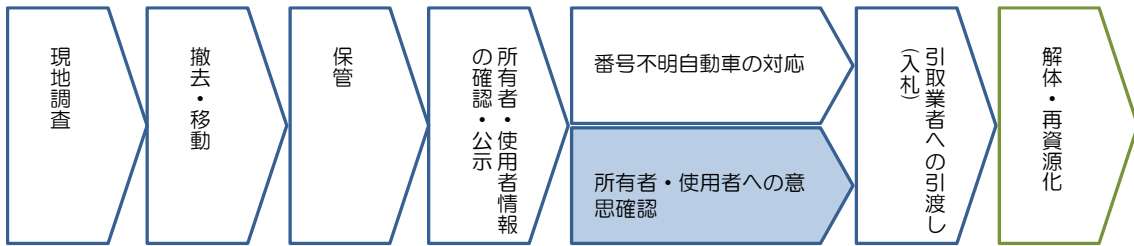
(参照) 環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）、P4」
2011.5.16

(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室「東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて」2011.4.27 事務連絡

(参照) 公益財団法人自動車リサイクル促進センター「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル、P3」2011.5

6.所有者・使用者への意思確認

被災自動車の処理方法について、所有者に意思確認する方法について、解説します。



1. 現地調査

2. 撤去・移動

3. 保管

4. 所有者・使用者情報の確認・公示

5. 番号不明自動車の対応

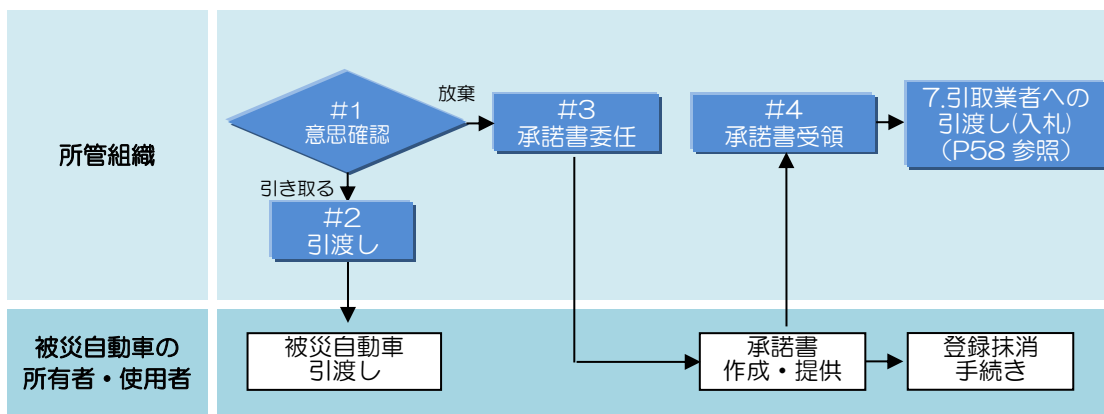
6. 所有者・使用者への意思確認

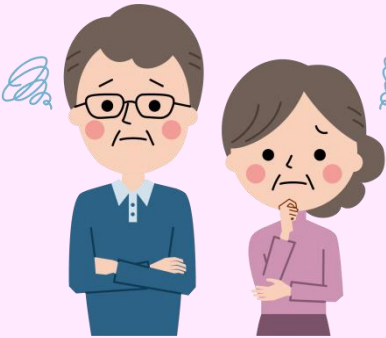
7. 引取業者への引渡し(入札)

8. 解体・再資源化

9. 二輪車(オートバイ)の対応


1) 対応フロー





- 被災自動車現物の処理は市町村で、運輸支局で行う解体を事由とする永久抹消手続きは所有者が行うことを原則としましょう。
- トラブル防止のため、一台一台、対応状況を記録しましょう。

必ず書面で意思確認をとってください!



	作業項目	作業内容
#1	意思確認	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の所有者に処分をどうするのか（引取り、権利放棄）を確認します。
#2	引渡し	<ul style="list-style-type: none"> 引取りを希望した所有者には、被災自動車を返却します。
#3	承諾書要請	<ul style="list-style-type: none"> 権利放棄した所有者には、一切の権限を市区町村に委任するという内容の委任状を所有者から取得したのち、市区町村が処理します。 所有者に確認がとれない場合は一定の公示期間（6か月）を経て、権利を放棄したものとして、所有権は市区町村に帰属します。 <p>【参照】P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3) 関連法令の把握</p>
#4	承諾書受領	<ul style="list-style-type: none"> 承諾書を受領したのち、処理（入札）を行います。

【参照】P111 VI.様式集「5.自動車等受取申請書」

【参照】P112 VI.様式集「6.承諾書」

2) 作業のポイント

○意思確認

- ・被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要です。
- ・被災自動車の状況を確認し、所有者の引取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡します。

被災自動車の引渡し先

外見上から見た自走可能か否かの判断	所有者照会	所有者の引取意思	引渡し先	
			所有者	一次仮置場
可能	判明	有	○	
可能	判明	無		○
不能	判明	有	○	
不能	判明	無		○
不能	不明	-		○(※)

(※)一定期間保管が可能な場合は、公示期間経過後(6か月)に移動(災害対策基本法第64条第6項)【参照】P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3) 関連法令の把握【国指針・技術資料 技24-8(1-20-8) 廃自動車の処理 参照】

- ・被災自動車には車内にも有価物等がある可能性もあります。「車+車内物品の受取を希望する」「車内物品のみ受取を希望する」「車+車内物品の処分を県に委ねる」を所有者に確認するとよいでしょう。

(参照) 環境省東北地方環境事務所、一般財団法人 日本環境衛生センター「東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録、P157~158」2014.9

○引渡し

- ・仮置場で被災自動車を所有者・使用者に引き渡す際には、引渡者・被災自動車に合わせて写真撮影をしてください。引渡しの証明になります。

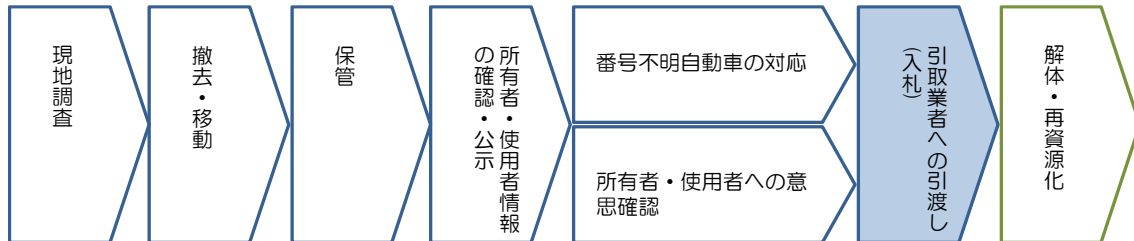
○承諾書要請

- ・自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者に引き渡すことが原則ですが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した市区町村が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車(使用済自動車)を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能です。
- ・この場合、自動車重量税の還付や自賠責保険料の返戻が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらいます。

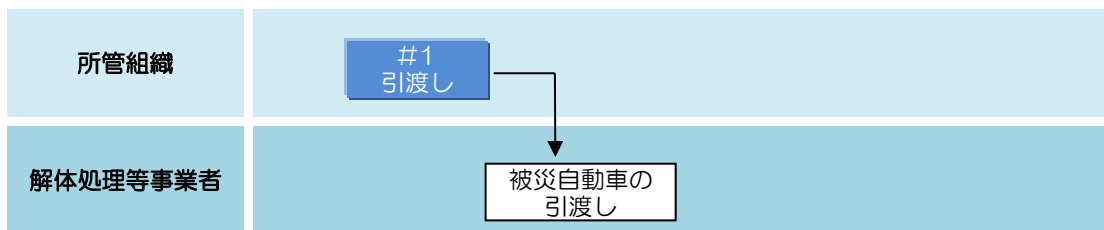
(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011.3.28 事務連絡

7.引取業者への引渡し（入札）

被災自動車を自動車リサイクル法に則して引取業者に引き渡す対応について、解説します。



1) 対応フロー



- 自動車リサイクル法に基づいて、番号不明車も含めて、全ての被災自動車は引取業者に引き渡します。



被災自動車は有価物です。引取業者への引渡しは、できるだけ入札にしましょう。



	作業項目	作業内容
#1	引渡し	<ul style="list-style-type: none"> • 所有権が放棄されたもの、番号不明の被災自動車は引取業者に引渡し、自動車リサイクル法に則って処理します。 • 被災自動車は有価物です。公平性を保つ観点から、引取業者への引渡しは入札を実施するほうが良いでしょう。

Ⅲ.選別・処理・再資源化

1.現地調査

2.撤去・移動

3.保管

4.所有者・使用者情報の確認・公示

5.番号不明自動車の対応

6.所有者・使用者への意思確認

7.引取業者への引渡し(入札)

8.解体・再資源化

9.二輪車(オートバイ)の対応

2) 作業のポイント

○引渡し

- 市区町村が使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引渡しを行う前に写真に残すとともにリスト化しておきます。

(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室環境省東北地方環境事務所「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」2011. 3. 28 事務連絡

- 調査、撤去、移動、保管場所の管理を委託した事業者が引取業者として登録されていたとしても、被災自動車をそのまま引取らせるのではなく、別途、入札を実施し他の引取業者に不利、不公平がないようにしたほうが良いでしょう。
- 入札の際は、反社会的勢力の介入を防止するため、自動車リサイクル法に基づく引取業者であること及び許可を受けた解体業者であることを入札参加条件としましょう。

(参照) 環境省東北地方環境事務所、一般財団法人 日本環境衛生センター「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録、P157～158」2014. 9

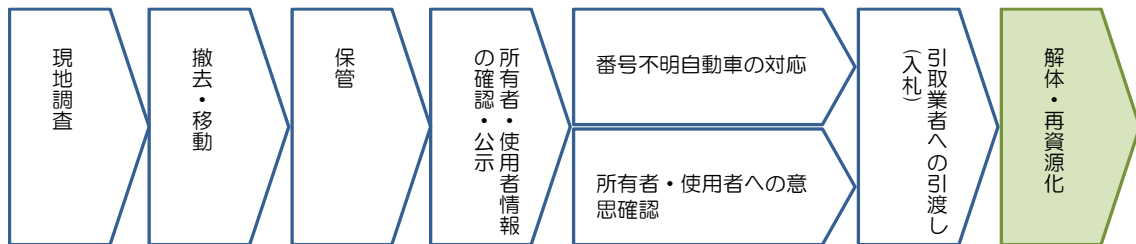
<適正な料金での引渡し>

- 被災自動車は一般的に有価となることに留意しましょう。ただし、津波等により土砂の混入が多い場合は個別の状態によって、土砂除去費用相当の減額、他の引取業者への引渡し、自ら土砂を除去するなどの検討をする必要があります。
- 被災自動車は通常の使用済自動車に比べ運搬費用がかかるとともに、得られる部品及び金属資源としての価値が低下し、再資源化等預託金を充てて行う再資源化等の範囲外で追加費用が必要となり、取引価格は通常よりも低下する傾向にあります。
- このため、市区町村が一時保管場所に保管した被災自動車の引取業者までの運搬と引取りを同一の事業者に依頼する場合には、運搬距離によっては、運搬費用が取引価格を上回り、費用を負担する必要性が生ずる可能性があることに留意が必要です。

(参照) 経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室「東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について」2011. 6. 13 事務連絡

8.解体・再資源化

被災自動車を解体・再資源化する場合の留意事項について、解説します。
※解体業者が行う解体・再資源化についての参考情報です。



事務連絡等

○重機等を用いたエアバッグ類の取り外し

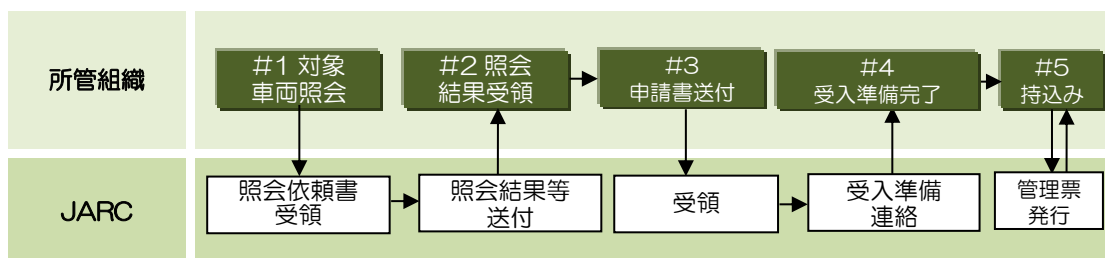
- エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外すことも可能になりました。

（参照）経済産業省製造産業局自動車課、環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室
「東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項」
2011. 6. 13 事務連絡

9.二輪車（オートバイ）の対応

被災した二輪車（原動機付自転車を含むオートバイ）の対応方法について、解説します。二輪車は自動車リサイクル法対象外ですが、二輪車メーカー等の自主取り組みによる二輪車リサイクルシステムがあります。自治体からの放置車両等についても受け入れており、JARC 二輪事業部では、その受付業務(事前受付)を行っています。被災車両についても受入れの可否を調整させていただきます。

1) 対応フロー



	作業項目	作業内容
#1	対象車両照会	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村にて、所定の照会依頼書に必要事項（市区町村の情報・被災二輪車情報等）を記載し、JARC（二輪車事業部）に送付します。
#2	照会結果受領	<ul style="list-style-type: none"> JARCにて、市区町村より受領した照会依頼書を確認して引取り可否を判断します。引取り可と判断したら二輪車リサイクル管理票を発券し、照会結果及び処理再資源化申請書と共に市区町村に送付します。
#3	申請書送付	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村にて、照会結果に基づいて二輪車リサイクル管理票及び処理再資源化申請書に必要事項を記入し、処理再資源化申請書を JARC に送付します。
#4	受入準備完了	<ul style="list-style-type: none"> JARCにて、指定引取場所との間で市区町村が車両を持ち込む日程を調整し、受入準備が整ったらその旨を市区町村に連絡。
#5	持込み	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村にて、二輪車リサイクル管理票を被災二輪車に貼付し、指定引取場所に持ち込みます。 指定引取場所にて、対象車両を引き取ったら二輪車リサイクル管理票の排出者控を受領します。 市区町村にて、二輪車リサイクル管理票（排出者控）を5年間保管します。

※二輪車リサイクルシステムは、廃棄二輪車の適正な再資源化を目的とし、二輪車リサイクルシステムに参加している二輪車メーカー等による自主取り組みです。引取対象となる二輪車の処理費用が無料になります。JARC では引取基準を満たした二輪車か否か確認したうえで受付を行っています。

Ⅲ.選別・処理・再資源化

1.現地調査

2.撤去・移動

3.保管

4.所有者・使用者情報の確認・公示

5.番号不明自動車の対応

6.所有者・使用者への意思確認

7.引取業者への引渡し(入札)

8.解体・再資源化

9.二輪車(オートバイ)の対応

【参考 二輪車リサイクルの紹介】

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



公益財団法人
自動車リサイクル促進センター
Japan Automobile Recycling Promotion Center / JARC

ENGLISH



自動車リサイクルの紹介

二輪車リサイクルの紹介

データ・会議資料

本財団について

お問い合わせ

二輪車リサイクルの紹介

二輪車リサイクルの紹介 トップ

全体のながれ

全体のながれ

1. 対象車両・引取基準

2. 必要な書類

3. 費用・持込先

指定引取場所一覧

指定引取場所更新情報

廃業二輪車取扱店

4. 受付手続き

5. 適正処理の確認

動画で見る

よくあるご質問

お問い合わせ

沿革

廃棄物処理法に基づく公表事項

「廃業二輪車取扱店」の皆さまへ

自治体の皆さまへ

二輪車リサイクルの紹介



Motorcycle Recycling

二輪車リサイクルシステム

「二輪車リサイクルシステム」の対象車両であれば、現在全ての車両を、廃業時に処理費用を徴収することなく再資源化しています。

○ 「二輪車リサイクルシステム」とは

バイクは乗っていた方が不要と思っても、修理・整備等を施せば、またバイクとして利用されたり、パーツとして使用する等、リユース性の高い製品とされています。まさに循環型社会の優等生と云われる所以です。それでも未来永劫使える訳ではありませんから、リユースが難しい場合のことを考え、メーカー・輸入事業者（メーカー等）は、セーフティネットとして適正処理・再資源化を目的に「二輪車リサイクルシステム」として自主的に取組んでいます。

ユーザーの皆さまは、安心してバイクをお乗りいただき、乗らなくなったならば廃業二輪車取扱店に相談、使えればリユース、もう乗れない・使えない場合の最終手段として「二輪車リサイクルシステム」をご利用いただければと存じます。

限りある資源の有効活用に、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

お知らせ

お知らせの一覧へ



IV. 水害時の対応

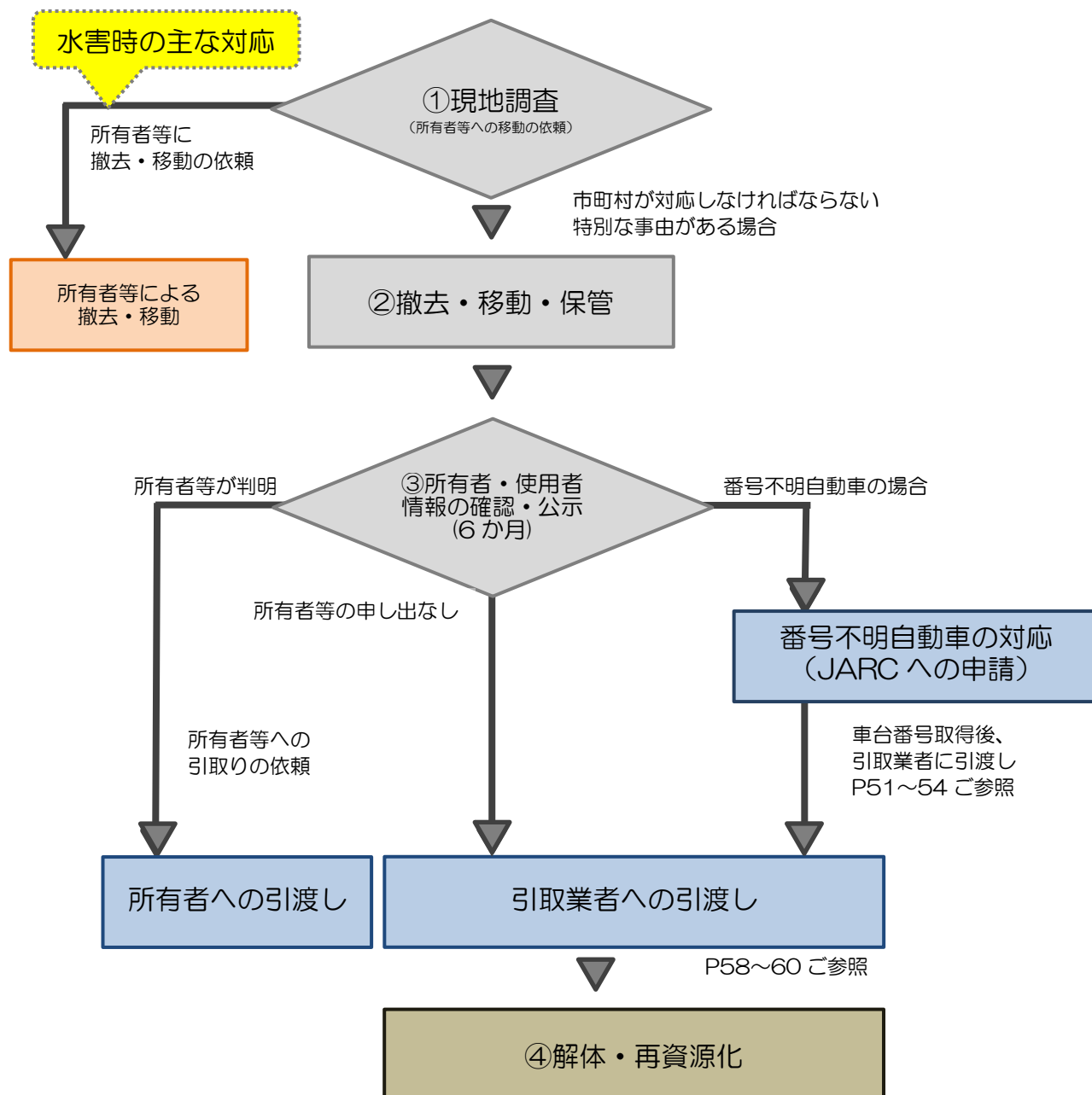
水害時は所有者等による撤去、移動が主となりますが、被災自動車が大量に発生した場合や、土砂災害等により損傷が激しい車両が発生した場合は自治体の主体的な対応が求められます。本章では対応方法を取りまとめました。

IV.水害時の対応

水害時の被災自動車の基本対応は下記のとおりです。

【国指針 P2-31～33 参照】

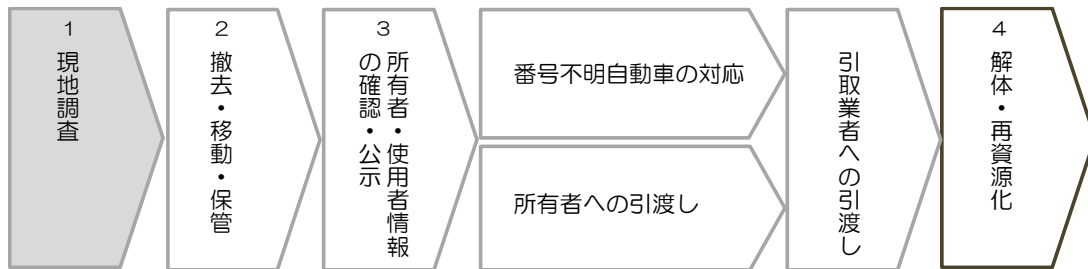
【国指針・技術資料 技 24-8（1-20-8）廃自動車の処理 参照】



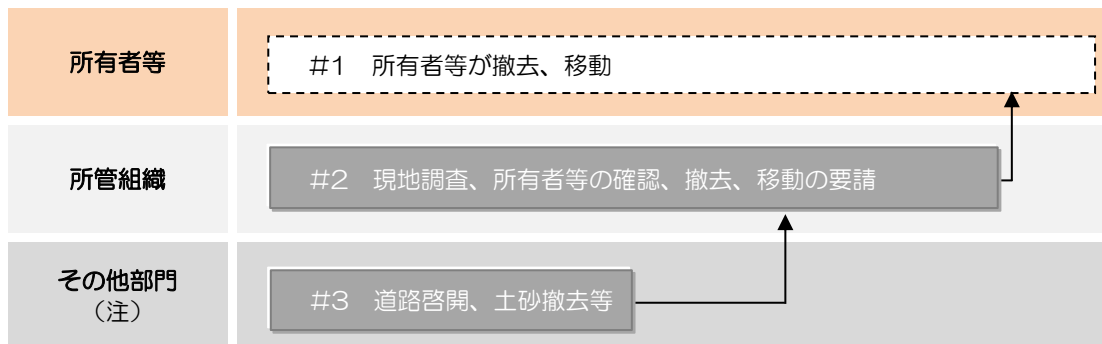
【参照】 P15 I. 平時の備え「2.災害廃棄物処理」(3)関連法令の把握

1.現地調査（所有者等への移動の依頼）（水害編）

所管組織の現地調査、その他の組織の初動対応について、解説します。



1) 対応フロー



(注) その他部門：道路啓開や河川氾濫に伴う土砂撤去を行う関連部門【参照】P69 「#3 道路啓開、土砂撤去等」



- 水害時は、多くの場合、所有者自らがロードサービス（JAF等）、整備業者、新車・中古車販売会社、買取業者、解体業者、保険会社等に依頼して被災自動車を撤去します。
- しかし、被災自動車が大量に発生した場合や、損傷が激しく所有者が判明しない場合、所有者等への撤去の促し、仮置場への搬入、番号不明被災自動車対応等、自治体の主体的な対応が必要になる場合もあります。
- 道路啓開、土砂撤去等に伴い、被災自動車が撤去、移動され、他の場所に移動している場合もあります。関連部門との連携が必要です。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の被災自動車 写真提供（株）JARA

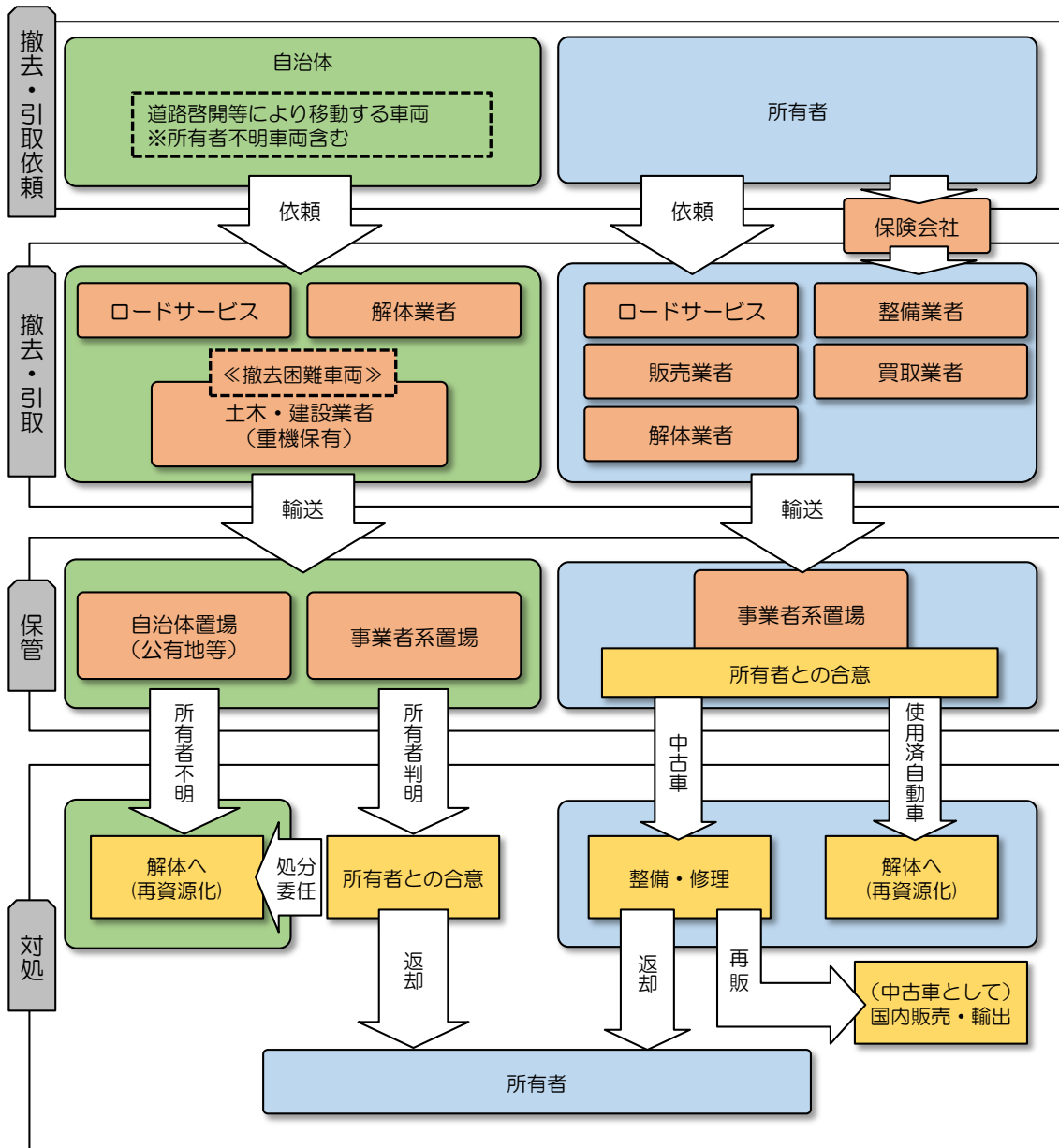
	作業項目	作業内容
#1	所有者等が 撤去、移動	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの場合、所有者等がロードサービス（JAF 等）、整備業者、新車・中古車販売会社、買取業者、解体業者、保険会社等に直接、撤去・移動を依頼します。 • 諸手続き（査定、売買契約、登録書類の授受等）が完了後、被災自動車は解体、整備・修理、販売処理されます。 • なお諸手続きが完了するまで時間を要します。引き上げた事業者、特に買取業者や解体業者では独自に大規模な仮置場を確保して、処分方法が決定するまで保管する場合があります。
#2	現地調査、 所有者等の確認、 撤去、移動の要請	<ul style="list-style-type: none"> • 番号不明被災自動車（車両ナンバーおよび車台番号が確認できないもの）の有無を確認します。 • 番号不明被災自動車の場合、自治体が対応（撤去、移動）します。 • 番号不明自動車ではない場合、貼り紙等を貼付するなど、所有者等に撤去・移動を促します。 • 盗難防止のため、可能な限り速やかに対応を開始しましょう。
#3	道路啓開、 土砂撤去等	<ul style="list-style-type: none"> • 道路啓開や河川氾濫に伴う土砂撤去を行う関連部門と #2 の対応を共有しましょう。

1.現地調査
（所有者等
への移動依
頼）（水害
編）2.撤去・移
動、保管
（水害編）3.所有者・
使用者情報
の確認・公
示（水害
編）4.解体・再
資源化（水
害編）

【参照】 P23 II.災害応急対応「4.協力・支援体制」

【参照】 P107 VI.様式集「2.管理台帳のひな形」

【参照】 P109 VI.様式集「3.貼り紙」



図：被災自動車の撤去・引取依頼～対処の主な流れ

2) 作業のポイント

○現地調査

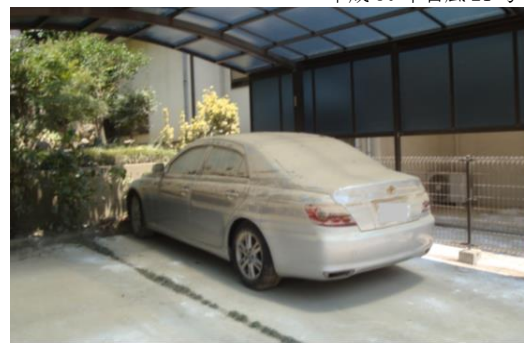
- 所有者等を確認して、被災自動車の撤去、移動を促します。
- 現地を調査し、被災自動車の被災状況（被災場所、車両ナンバー、被災自動車の特徴等）を確認します。写真で記録するとともに、必要に応じて台帳を作成します。
- 被災自動車に撤去、移動を所有者等に促す貼り紙の貼付や、広報を行う場合もあります。
- 所有者等から撤去、移動の要請があった場合には、原則、所有者が対応することをお伝えします。
- 道路啓開等の応急対応に伴い、他部署が被災自動車の移動を行っている場合もあります。関連部門（道路啓開や河川氾濫に伴う土砂撤去を行う部門）との連携を行い把握しましょう。
- 水害による被災自動車は、外観は激しく損傷せず、比較的車両ナンバーや車台番号が判明し易いです。但し、車内には大量の泥水が浸水している場合や、カビや臭いが発生している場合があります。作業を行う際にはマスクを着用しましょう。
- 河川氾濫等や土砂災害が発生した場合には激しく損傷し、車両ナンバーや車台番号を確認することができない場合もあります。この場合には番号不明自動車として対応することになります。
- ハイブリッド自動車や電気自動車等の大容量バッテリー搭載車を取扱いする場合には十分注意しましょう。【参照】P39、P43「損傷した電気自動車（EV）・ハイブリッド自動車（HV）等の取扱い時の主な注意事項」



令和元年台風19号



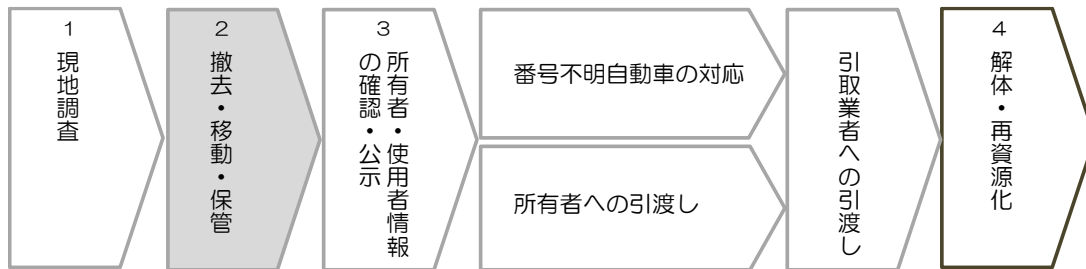
平成30年台風21号



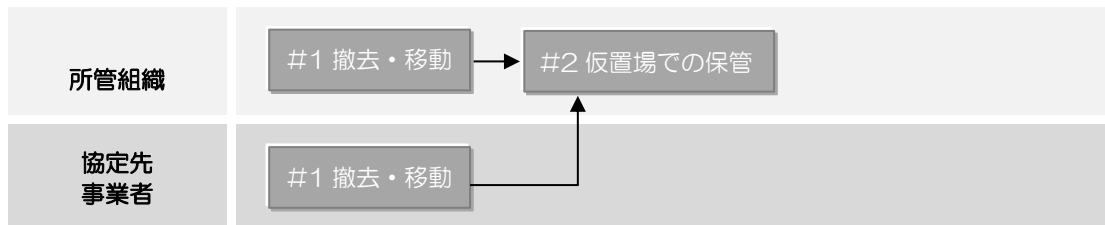
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

2.撤去・移動、保管（水害編）

被災自動車の撤去、移動のほか、仮置場での保管について解説します。



1) 対応フロー



- 所有者等を確認できない、または撤去を促す貼りを一定期間掲示したのち、被災自動車を撤去し、仮置場に移動します。
- 撤去・移動は民間事業者のユニック車やキャリアカー、特殊車（ラフテレーンクレーン等）が必要です。民間事業者への委託の検討が必要です。
- 仮置場は災害廃棄物と同じ場所とする、もしくは被災自動車専用の仮置場を設ける場合があります。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の被災自動車 写真提供（株）JARA

	作業項目	作業内容
#1	撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等を確認できない（または撤去を促す貼り紙を一定期間掲示したのち）被災自動車を撤去し、仮置場に移動します。 撤去・移動は民間事業者のユニック車やキャリアカー、特殊車（ラフテレーンクレーン等）が必要です。容易に撤去できない被災自動車が発生する場合には、民間事業者に委託します。 道路啓開、土砂撤去の際に移動した被災自動車は仮置場に搬入する場合があります。関連部門との連携を行ってください。
#2	仮置場での保管	<ul style="list-style-type: none"> 被災自動車の発生量に応じて、仮置場は災害廃棄物と同じ場所とする、もしくは被災自動車専用の仮置場を設ける場合があります 被災自動車は有価物です。盗難されないよう警備を行ってください。 仮置場ではオイル漏れが発生することもあります。 土砂混入等によって、被災自動車の車内は激しい匂いが生じる恐れもあります。対応には留意が必要です。

1.現地調査
（所有者等
への移動依
頼）（水害
編）2.撤去・移
動、保管
（水害編）3.所有者・
使用者情報
の確認・公
示（水害
編）4.解体・再
資源化（水
害編）

【参照】 P23 II.災害応急対応「4.協力・支援体制」

2) 作業のポイント

○仮置場での保管

- 自治体で対応しなければならない被災自動車の発生量に応じて仮置場を確保します。災害廃棄物と同じ敷地に被災自動車を移動するケースもあります。
- 原型をとどめない被災自動車もあるため、仮置場では番号を付して保管しましょう。



平成 29 年 7 月九州北部豪雨



平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）



平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）



平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
（右下）写真提供（株）JARA

○民間事業者への委託

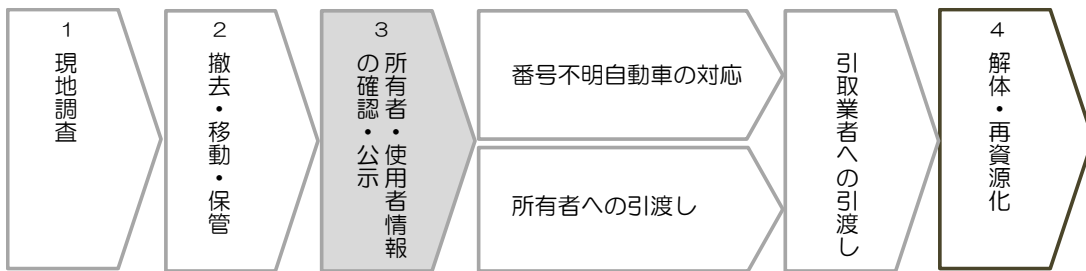
- 水分を含む土砂が混入した被災自動車は総重量が増すため、解体業者や土木・建設業者が保有しているユニック車、キャリアカー、ラフテレーンクレーン等で撤去、移動します。下記写真は民間事業者による被災自動車の撤去、移動です。



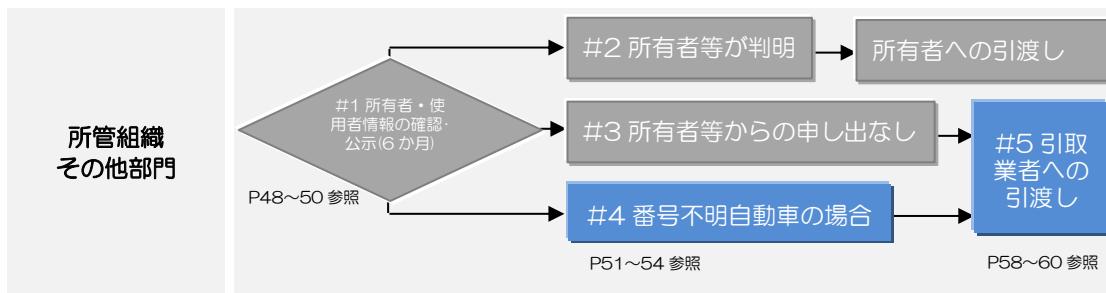
平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨） 写真提供（株）JARA

3.所有者・使用者情報の確認・公示 (水害編)

被災自動車の確認、公示、所有者等への引渡しについて、解説します。



1) 対応フロー



- 所有者等が判明した被災自動車は引取りを所有者に要請します。
- 所有者等が判明しても連絡がとれない場合には公示します。番号不明自動車の場合も公示します。一定期間経過後、自治体に所有権が移ったのち、引取業者に被災自動車を引き渡します。

	作業項目	作業内容
#1	所有者・使用者情報の確認・公示	<ul style="list-style-type: none"> 所有者、使用者情報を確認します。 確認方法は P48～50 をご参照ください。
#2	所有者等が判明	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等が判明した場合、引き渡します。 引き渡しについては P55～57 をご参照ください。
#3	所有者等からの申し出なし	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等からの申し出がない場合には、公示します。
#4	番号不明自動車の場合	<ul style="list-style-type: none"> JARC にご相談ください。 P51～54 をご参照ください。
#5	引取業者への引渡し	<ul style="list-style-type: none"> 公示後 6 か月経過しても所有者等から申し出がない場合、引き取り業者に引き渡します。

【参照】 P15 I. 平時の備え「2. 災害廃棄物処理」(3) 関連法令の把握

【参照】 P31 II. 災害応急対応「5. 災害廃棄物処理」(7) 思い出の品等

【参照】 P110 VI. 様式集「4. 公示案」

【参照】 P111 VI. 様式集「5. 自動車等受取申請書」

【参照】 P112 VI. 様式集「6. 承諾書」

2) 作業のポイント

○所有者等への引き渡しが原則です。

- ・所有者等が確認できる場合には、所有者等への引き渡しが原則です。
- ・所有者等を確認できない、または所有者等を確認することが出来たが所有者等と連絡を取ることが出来ない場合も、公示します。
- ・所有者等から意向確認書を受領する例もあります。

【参照】P112 VI.様式集「6.承諾書」

- ・公示後、一定期間経過した場合には、所有権は自治体に移ります。その後、引取業者に引取りを依頼します。

○焼損した被災自動車等の引取業者への引渡し

- ・焼損等の被災自動車等の場合、得られる部品および金属資源としての価値が低下するため、再資源化等の範囲外で追加費用が必要な場合もあります。

【参照】P58 III.選別・処理・再資源化「7.引取業者への引渡し(入札)
2)作業のポイント<適正な料金での引渡し>



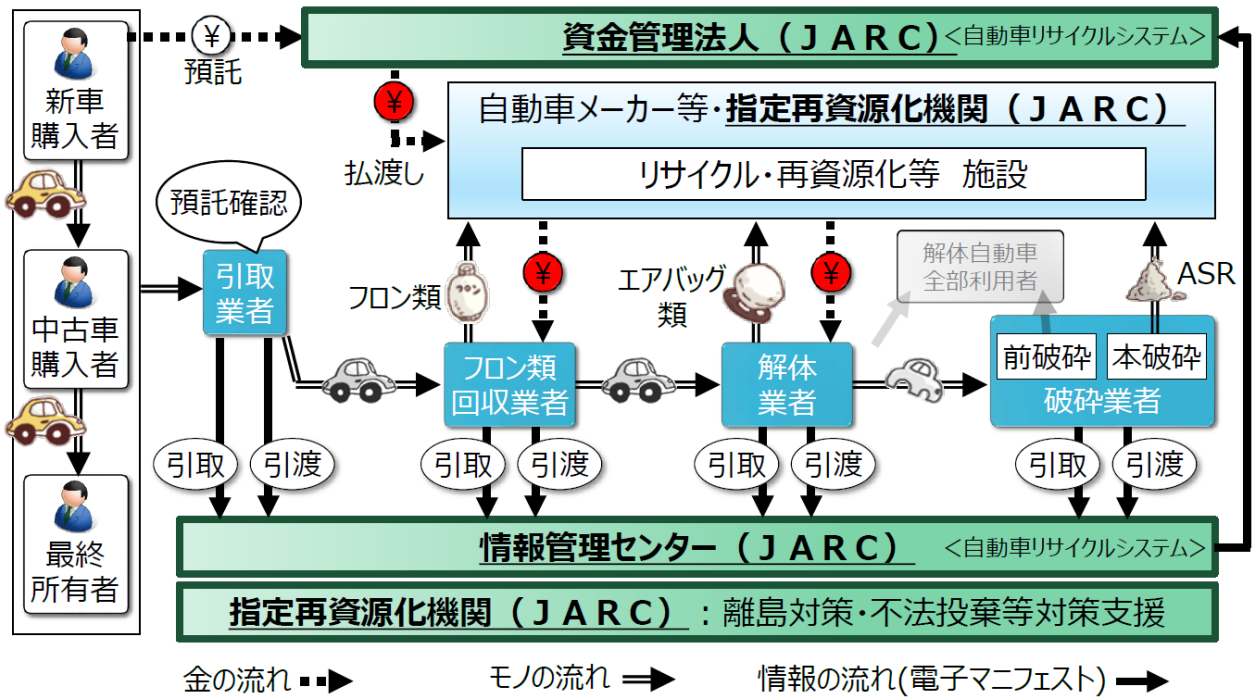
焼損した被災自動車
平成30年7月豪雨(西日本豪雨)

V. 参考資料編

自動車リサイクル法の解説、東日本大震災当時の事務連絡など、参考情報、資料を取りまとめました。

1. 自動車リサイクル法について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（2005年1月1日施行）」の略称で、使用済自動車の引取り方法や適正な処理、ユーザーや関連事業者の費用負担・役割分担などを規定した法律です。



(出所) 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

○対象となる自動車

特殊な自動車を除き、トラック、バスなどの大型自動車、キャンピング車などの特種自動車、工場等私有地内で使用されているナンバープレートの付いていない構内車も含む、ほとんどの四輪自動車が対象になります。



次の自動車は対象外です。被けん引車、二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）、大型特殊自動車、小型特殊自動車、その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車メーカー・輸入業者の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）。

二輪車（オートバイ）は、国内二輪車メーカーや輸入事業者が中心となり、自主的に「二輪車リサイクルシステム」によって、リサイクル・適正処理が実施されています。

○所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割

	役割
クルマの所有者 （最終所有者）	リサイクル料金の支払い、自治体に登録された引取業者への廃車の引渡し。
引取業者	最終所有者から廃車を引取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。
フロン類 回収業者	フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。
解体業者	廃車を基準に従って適正に解体し、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す。
破砕業者	解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理、シュレッディング）を基準に従って適正に行い、シュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る老廃物）を自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
自動車メーカー 輸入業者	自ら製造または輸入した車が廃車された場合、その自動車から発生するシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクル等を行う。

○リサイクル料金

クルマのメーカー、車種によって1台ごとに違います。リサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者によって、クルマ1台毎にシュレッダーダスト（クルマの解体・破碎後に残るプラスチックくずなど）の発生量、フロン類の充填量、エアバッグ類の個数・取り外しやすさなどから設定されています。その他、資金管理料金、情報管理料金が必要となっています。

自動車の種類	リサイクル料金の合計額の水準
軽・小型乗用車（コンパクトカー） エアバッグ類4個、エアコン有り	7千円～1万6千円程度
普通乗用車 エアバッグ類4個、エアコン有り	1万円～1万8千円程度
中・大型トラック エアバッグ類2個、エアコン有り	1万円～1万6千円程度
大型バス エアバッグ類2個、エアコン有り	4万円～6万5千円程度

（出所）経済産業省ホームページ「自動車リサイクル法とは」

○リサイクル料金の支払い時期

原則、新車購入時にリサイクル料金を支払っていただくこととなります。リサイクル料金を支払うと、リサイクル券や領収書が発行されます。リサイクル料金を支払ってあるクルマを他の人に売る場合は、次の所有者の方から、車両部分の価値金額に加えて、リサイクル料金相当額を受け取る権利があります。

○リサイクル券

リサイクル券とは、リサイクル料金を支払った場合に、それを証明するために発行される書面です。リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに保管します。

○リサイクル料金の管理

クルマの所有者から支払われたリサイクル料金は、資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）が預かり、廃車となってリサイクルが実施されるときまで、その厳格な管理を行うこととなっています。

（出所）経済産業省ホームページ「自動車リサイクル法とは」

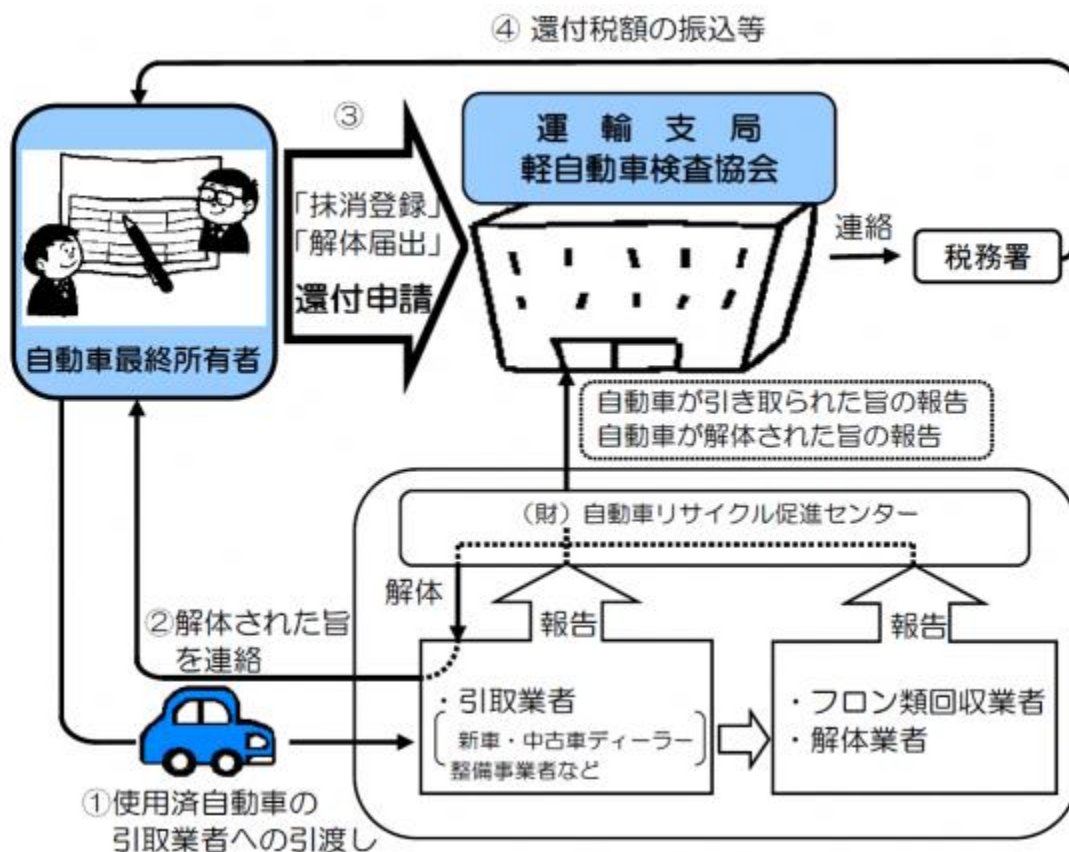
○自動車リサイクル法に基づく関連事業者の登録・許可について

引取業者及びフロン類回収業者は、都道府県知事・保健所設置市長の登録が必要です。

解体業者及び破碎業者は、都道府県知事・保健所設置市長の許可が必要です。

○使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度

2005年1月から、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）の施行と同時に、道路運送車両法の新しい抹消登録関係手続と併せてスタートした制度です。自動車リサイクル法に基づき使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されます。



(出所) 国税庁・国土交通省・軽自動車検査協会「使用済み自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について」2014年1月

自動車重量税の還付の対象となる自動車は、車検証の交付を受けている車両のうち、使用済みとなった後に自動車リサイクル法に基づいてリサイクルされた自動車に限られます。還付申請者は、還付の対象となる自動車を引取業者に引き渡した者（最終所有者）とされていますので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者が否かは問わないこととされています。

使用済自動車が自動車リサイクル法に基づき適正に解体され、その解体を事由とする永久抹消登録（解体届出）を国土交通大臣に行うと同時に還付申請を行うことが還付の条件です。

申請書の提出先は次のとおりです。「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が1か月に満たない場合」は、還付を受けることができません。

区分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請（一時抹消登録をしていない自動車）	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出（一時抹消登録済みの自動車）	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出（車検証を返納していない自動車）	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出（車検証を返納済みの自動車）	

（出所）国税庁・国土交通省・軽自動車検査協会「使用済み自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について」2014年1月

（参考文献）

- ・国税庁・国土交通省・軽自動車検査協会「使用済み自動車に係る自動車重量税廃車還付制度について」2014年1月
- ・環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室「自動車リサイクル法に基づく関連事業者の登録・許可について」2004年11月
- ・公益財団法人自動車リサイクル促進センターホームページ「自動車リサイクルの紹介」
- ・経済産業省ホームページ「自動車リサイクル法とは」

2.東日本大震災当時の事務連絡

(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて

関連通知

事務連絡
2011年3月18日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル行政主管部（局） 殿

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日（金）に発生しました標記地震やそれに伴う大津波により、広範囲にわたり甚大な被害が生じており、多数の使用済自動車が発生することが考えられます。

これらの使用済自動車のうち、電気自動車・ハイブリッド自動車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両の取り扱いにおいては、従来の車両と異なり、車両損傷による蓄電池の漏電に伴う感電、漏れ出た電解液と空気との反応による有毒ガスの発生等の危険性について注意する必要があります。

つきましては、当該車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧配線を遮断した上で作業を行うことを徹底していただくよう、貴管下の関連事業者及び市町村等に対しても御周知願います。

また、解体作業に際しては、自動車製造業者等において車両ごとに設けられているレスキューマニュアル等を参照する他、自動車製造業者等への確認を行うなど、十分に安全を確保した上で作業いただきますよう併せて御周知願います。

(2) 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（抜粋）

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記（4）による。

(4) 動産（自動車及び船舶を除く。）

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

(出典) 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について
(2011年3月25日付け被災者生活支援対策本部長及び環境大臣連名通知)

(3) 東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について

東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について
(国土交通省)

平成 23 年 3 月 25 日

東北地方太平洋沖地震により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため登録番号が不明、印鑑登録証明書の取得困難など）に鑑み、被災車両の抹消登録申請時の特例的取扱いを以下のとおり行うこととし、本日、別添のとおり全国の地方運輸局に通達を発出しましたので、お知らせします。

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 [1]所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等) [2]代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等)
原因を証する書面（罹災証明書）の入手が困難	申請人の申立書（様式） なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

(4) 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

事務連絡
2011年3月28日

経済産業省製造産業局自動車課
国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

地震、津波等により被災し、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車（冠水歴又は大規模な破損が認められるなど、外形上から判断して自走不可能と考えられる自動車）の処理方法は、以下のとおり。

第1ステップ：自治体が集めて保管

- 被災自動車の処分には、原則として、所有者等の意思確認が必要。
- このため、こうした被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管（移動・保管の際には所有者等の意思確認は不要。なお、他者の民有地に流されてきた被災車両については、当該民有地の所有者の理解が得られれば、支障の無い範囲で一定期間その場での保管をお願いすることも想定される）。
- 被災自動車の運搬・保管に当たっては、安全性確保の観点から、以下の点に注意を要する。
 - ・廃油、廃液が漏出している等、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのある自動車については、廃油・廃液の抜き取り等。
 - ・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池が搭載されている車両については、運搬に際しても、作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線の遮断。
 - ・保管に当たっては、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準（別添）を参考とし、また、段積みして保管する場合や、海水に冠水した状態の自動車を取り扱う場合は、バッテリーのショート、発火を避ける観点から、マイナス側のターミナルを外し、外したターミナルがバッテリーと接触しないよう配慮。
- 後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、移動を行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

第2ステップ：所有者等を捜す努力

- 自治体は、保管の対象となる車両ナンバーをリスト化し、可能な範囲で所有者等を捜す努力を行う。以下の車種毎の問い合わせ先に問い合わせることにより、車両ナンバーから所有者を割り出すことが可能。
(車種)
 - ・登録自動車 国土交通省（本省自動車情報課又は運輸支局）
 - ・軽自動車 軽自動車検査協会（本部又は各地の事務所）
- 被災による損壊等により車両ナンバーが外れている場合には、ダッシュボード等に車検証が残っていないかを確認し、又は、車台番号を確認の上運輸支局等に問い合わせることで、所有者の割り出しが可能。

第3ステップ：使用済自動車を引き取業者に引き渡し

- 自治体が、保管された自動車の所有者等と連絡を取るよう努め、処分を委ねるか自ら引き取るかについて所有者等の意思を確認する。
- 自動車リサイクル法に基づき、所有者が被災自動車を引取業者（多くの自動車販売会社や整備業者、解体業者が兼務している）に引き渡すことが原則であるが、処理の迅速化のため、被災自動車を保管した自治体が、所有者等の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車（使用済自動車）を引取業者に引き渡す事務を代行することも可能。
- この場合、自動車重量税や自賠責保険料の還付が生ずる場合もあるため、当該自動車の処分及び処分後の登録の抹消を承諾する文書、また、引取業者との間で交わされる各種書類については、原則として所有者に記入してもらう。
- 所有者等と連絡が取れない場合は、自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 被災による損壊が著しく車両ナンバーや車台番号が判明しないこと等により、当該被災車両の所有者等が確知されない場合についても、自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す。
- 自治体で使用済自動車となった被災自動車を引取業者に引き渡す場合は、後日、所有者等から問い合わせがあった場合に備えて、引き渡しを行う前に車両の状態を写真に残すなどしてリスト化しておくことが望ましい。

※自治体引取業者への引き渡しを代行する際、資源価値として収入が生ずる可能性も否定できないため、所有者等に対し、上記収入に係る権利放棄の意思確認を実施することをお奨めする。所有者等と連絡が取れない場合及び所有者等が確知できない場合に行う公告においてもその旨を明記することが、後日のトラブルを回避する上で重要である。

第4ステップ：引き渡した自動車に関する情報提供

- 事後の抹消登録手続等のため、引取業者に引き渡した使用済自動車に関する情報（車両ナンバー情報）を上記の車種毎の問い合わせ先に提供する。

注意点

- 大部分の車両は、すでにリサイクル料金が預託されているので、通常、引き渡し時に処理料金は不要。

その他

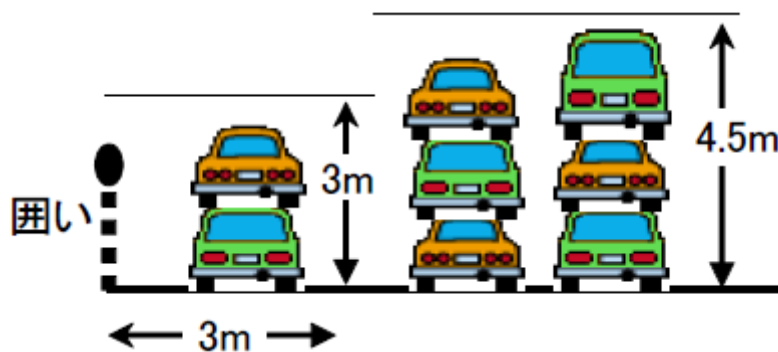
- 損傷の程度が小さく、外形上から判断して自走可能と考えられる自動車についても、必要に応じて保管場所への運搬することは可能。この場合も、車両ナンバーから所有者を割り出し、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針が示されることとなっている。
- なお、自動車内の動産の扱いは、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」2（4）による。

以上

使用済自動車の保管方法

○ 保管の高さ、保管量の上限について

- ・使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3 m以内は高さ3 mまで、その内側では高さ4.5 mまでとする必要がある（下図参照）。また、大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ラックを設ける場合にあって、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあつては、高さの制限はこの限りではない。



- ・保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。

※使用済自動車の適正保管について

- ・使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、適正に積み重ねることとする。
- ・使用済自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。

(5) 東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における 取扱いについて

事務連絡

2011年4月27日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル行政主管部（局） 殿

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて

使用済自動車の適正処理の推進につきましては、日頃より御尽力を頂き有り難うございます。

さて、東日本大震災により被災した自動車には、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（以下「番号不明被災自動車」という。）が多数あると考えられます。使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）においては、使用済自動車として引取業者に引き渡す際、法第9条第1項の規定に基づき、再資源化預託金等が法第92条第1項に規定する資金管理法人（以下「資金管理法人」という。）に預託されているかどうかの確認がなされることとなっており、預託の確認ができない場合には、同条第2項の規定に基づき、引取業者は当該自動車の引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を預託すべき旨を告知することとなっております。

しかし、今回の震災により発生した番号不明被災自動車の大多数は、既に再資源化預託金等を預託されていると考えられるため、当該自動車の再資源化等の迅速化及び当該自動車を使用済自動車として引取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、当該自動車の引渡し時における再資源化預託金等の預託を資金管理法人が行うことといたします。したがって、番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はありません。

上記取扱いについては、本年5月中旬を目途に開始する予定であり、現在、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「センター」という。）において体制整備を進めているところです。センターにおける体制が整い次第、引渡し時における手続等の詳細について、追ってお知らせいたします。

ついでには、番号不明被災自動車の処理を予定されている自治体におかれては、上記につき御留意いただくと共に、貴管下市町村等に対しても周知願います。

(6) 災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（抜粋）

各都道府県知事殿

環廃対発第 110502001 号
平成 23 年 5 月 2 日

環境事務次官

災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号本職通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が次のとおり改正され、平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

1. 9 の次に 10 として別添を加える。
2. 別紙（4）の次に、別紙（5）～（11）を加える。

別紙（５）

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

第２ 補助対象事業の範囲

１．ごみ処理事業

（１）大震災により生じた災害廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害廃棄物を市町村が実施主体となつて処理する事業を含む。）であつて、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。

第３ 補助対象経費

補助対象となる経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）により定めるものとする。

第４ 補助対象から除外される事業

本交付方針は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）において、適用除外とされるものについては、適用しない。

環廃対発第 110502002 号
平成 23 年 5 月 2 日

各都道府県知事殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について

災害のため実施した廃棄物の処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号環境事務次官通知）により行われ、その取扱いについては、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成 19 年 9 月 6 日環廃対発第 070906004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により行われているところであるが、今般、東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、別紙のとおり「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」を定めたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

(7) 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（抜粋）

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日

環境省

⑥家電、自動車

- ・ 自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

(8) 東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項（抜粋）

平成23年6月13日

一般社団法人日本 ELV リサイクル機構御中
東日本自動車解体処理協同組合御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されていますが、これらには火薬が含まれており、破碎や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要があります。

今般の東日本大震災により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情です。

大破被災自動車の適正処理にあたっては、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに、物理的にも困難と考えられることから、安全性の観点から以下の点に留意し、作業をお願いいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第16条第6項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上

事務連絡
2011年6月13日

関係県自動車リサイクル主管部（局）御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災によって発生している被災自動車については、津波等により大きく損傷しているものが多数あることから、これらを使用済自動車として処理する際のエアバッグ類の取り外し等に係る留意事項について、別紙のとおり取りまとめました。

今後、市町村等が発注者となり、多数の被災自動車について使用済自動車として処理を行うことが想定されることから、貴管下の市町村等に対し御周知願います。

東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項

1. 趣旨

東日本大震災に伴って生じた多数の被災自動車は、津波等により大きく損傷している。このような車両については、現在、自治体により一時保管場所への移動・保管がなされているが、今後はこれらの被災自動車は使用済自動車として処理が行われることとなる。

これらの使用済自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法という。）に基づき適正に処理を行うこととなるが、被災自動車の状況に鑑み、以下のとおり被災自動車の処理にあたっての留意事項をまとめたので、参考とされたい。

2. 留意事項

(1) エアバッグ類の取り外し

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されているが、これらには火薬が含まれており、破砕や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要がある。

今般の震災により被災した自動車のうち、破損が著しく人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存しているのが実情であり、これらについても作業の安全性に留意しつつ適正処理を行う必要がある。

こうした大破被災自動車については、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収が危険を伴うとともに物理的にも困難であることから、解体業者の作業安全上の観点から重機（ニブラ）等を用いた取り外し等が適切と考えられる。

以上を踏まえ、大破被災自動車を引取業者に引き渡すに当たっては、引取業者が引き渡す解体業者について、重機（ニブラ）等を活用することで作業員の安全が確保され、かつエアバッグ類の適切な処理が可能であることを条件に付する等適切な対応が図られるよう注意が必要である。

その際、自治体においては、引渡時の混乱がないよう、事前に関連業界の協力を得て、一時保管場所に保管された被災自動車のうち、大破被災自動車に該当するものとそれ以外の自動車との選別を行う等の取組も有効と考えられる。

また、自動車製造業者等又は自動車リサイクル法第105条に規定する指定再資源化機関においては、大破被災自動車から取り外されたエアバッグ類の引取基準を一部緩和することとされていることから、その内容については追ってお知らせする。

(2) 適切な費用負担

通常、使用済自動車は、有用な部品や金属類が得られるため、自動車リサイクル法施行後は、市場において有償で取引がなされているものがほとんどと考えられる。しかしながら、今般の震災で生じた被災自動車には、以下のような特徴がある。

- ・自走できないために、引取業者まで運搬する必要があり、また、変形しているものが多いため、効率よく積載できるキャリアカー等の使用が困難である。
- ・津波等による損傷が激しく、有用な部品を再使用することが難しい。
- ・津波等により土砂や木くず等が車内に侵入し、そのまま破砕すれば自動車破砕残さの重量が増加し、事前に取り除くとすれば処理に手間がかかる。

- ・津波等により海水が車体に浸潤しており、自動車破碎残さの重量及び塩分濃度が増加する。

このような被災自動車は、通常の使用済自動車に比べ運搬費用がかかる一方、得られる部品及び金属資源としての価値が低下し、再資源化預託金を充てて行う再資源化等の範囲外で追加的処理費用が必要となり、取引価格は通常よりも低下する傾向にある。

このため、自治体が一時保管場所に保管した被災自動車の引取業者までの運搬と引き取りを同一の事業者へ依頼する場合には、運搬距離によっては、運搬費用が取引価格を上回り、費用を負担する必要がある可能性があることに留意が必要である。

引取業者までの運搬費用については、災害等廃棄物処理事業補助金の対象となるが、競争性のある契約方式の採用等、透明性・公平性の確保に努めることが必要である。

なお、今後、鉄スクラップ市況の変動等によっては、被災自動車の取引価格がさらに低下する可能性も否定できない。万一そのような事態となる場合には、必要な対応等について情報提供していくこととする。

(3) 不適正処理の防止について

引取（解体）業者の選定を行うに当たっては、保管能力等も勘案し、過剰保管や不適正処理につながることを防ぐよう、配慮が必要である。

また、使用済自動車が引取業者に引き取られた後は、電子マニフェストシステムにてその移動・処理状況が管理されることとなるが、その際、引き渡した被災自動車は確実に適正処理されるよう、引き渡す被災自動車の車台番号（注1）をリスト化し、引き渡し先と共有しておくことが望ましい。引き渡した被災自動車の処理状況については、自動車リサイクルシステム（注2）を活用して確認することが可能である。

（注1）東日本大震災による被災自動車のうち、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（番号不明被災自動車）については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターにより、あらかじめ車台番号に代わる識別番号が設定されることとなっている。詳細は別添の「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」（2011年5月、公益財団法人自動車リサイクル促進センター）を参照されたい。

（注2）自動車リサイクルシステム 使用済自動車処理状況検索ページ
<http://www.jars.gr.jp/gus/exju0010.html>

（注）公益財団法人 自動車リサイクル促進センター「東日本大震災番号不明被災自動車の引渡し時における事務処理マニュアル」2011.5 は省略します。

3.事務委託に関連する文書

(1) 規約例①

〇〇市（町）と〇〇県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を〇〇県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により〇〇県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、〇〇地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、〇〇県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、〇〇県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市（町）と〇〇県とが協議して定める。この場合において、〇〇県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 〇〇県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町）と〇〇県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

（参考）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録、P7」2014.7

(2) 規約例②

県と市町村との間の事務委託における規約

〇〇市と〇〇県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）を〇〇県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、〇〇の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。
2 〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ〇〇県知事に送付するものとする。

(収入金)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、〇〇県の収入とする。

(経費の負担)

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、〇〇〇の負担とし、〇〇〇は、これを〇〇県に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、〇〇県知事と〇〇市長が協議して定める。

(予算への計上)

第 5 条 〇〇県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、〇〇県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第 6 条 〇〇県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、〇〇県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第 7 条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、〇〇〇長は、直ちに〇〇県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、〇〇県知事と〇〇〇長が協議して定める

附 則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行し、同年〇月〇日から適用する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、〇〇県知事がこれを決算する。この場合において、〇〇県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに〇〇〇に還付するものとする。

(参考) 岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録、P171～172」2015.2

(3) 県と市町村との間の事務委託における経費に関する協議書

資料 県と市町村との間の事務委託における経費に関する協議書

協 議 書

第1条 この協議書は、「〇〇〇と〇〇県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第2条 規約第4条第2項に規定する〇〇〇の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
 - (2) 規約第1条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費
 - (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
 - (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
 - (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
 - (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
 - (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
 - (8) 災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費
 - (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費
- 2 前項各号の経費の額は、〇〇〇が処理実績等に基づき積算し、別途、〇〇県が定める交付期日までに交付するものとする。
 - 3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、〇〇〇の負担する経費から控除するものとする。

第3条 この協議書の内容について変更する必要があるときはあらためて協議するものとする。

第4条 この協議書は、2通作成し、その証として〇〇〇及び〇〇県が各1通保管するものとする。

平成〇〇 年〇月〇日

〇〇県知事 〇 〇 〇 〇
〇〇（市町村）長 〇 〇 〇 〇

（出典）岩手県「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録、P173」
2015. 2

(4) 県管理公物上の災害廃棄物の処理について（依頼）

（県と市町との協議書類）

〇〇（市・町）長 〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事 〇〇 〇〇

〇〇県管理公物上の災害廃棄物の処理について（依頼）

〇〇県では、災害復旧・復興及び洪水による二次災害の防止並びに経済活動や捜索活動への支援活動等を含め、県民の生活環境の保全などの観点から道路、河川及び港湾を始めとする県が所管する公共施設の災害等廃棄物を優先して処理を行ってきたところです。

しかしながら、今回の災害等廃棄物の発生量は県内で発生する一般廃棄物の〇年分という膨大な量であり、その処理には巨額の予算が必要になることから、国の費用を最大限引き出せる補助制度を活用したいと考えております。

5月2日に環境省から示された「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」において、補助対象事業は「大震災により生じた災害等廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害等廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む）」とされたところであり、県管理公物上の災害等廃棄物の処理についても環境省の補助対象となっているところであります。

つきましては、県管理公物上の災害等廃棄物の処理について、生活環境保全上必要なものとして認めていただきますようお願いいたします。

なお、御了解の旨を文書にて御回答いただきますよう重ねてお願いいたします。

〇〇県知事 〇〇 〇〇 殿

〇〇市町長 〇〇 〇〇

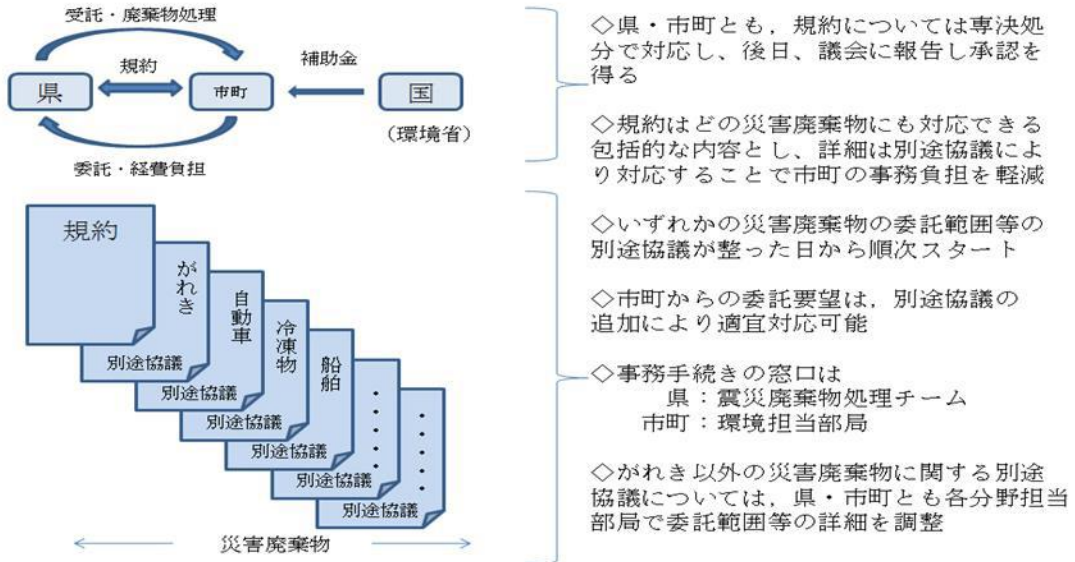
〇〇県管理公物上の災害等廃棄物の処理について（回答）

平成23年〇月〇日付け廃対第〇〇号で依頼のありましたこのことについては、〇〇県管理公物上の災害等廃棄物の処理を〇〇市[町]が生活環境保全上必要なものとして認めることについて同意いたします。

（参考）宮城県「災害廃棄物処理業務の記録、P9」2014.7

4.市町から県への委託スキーム

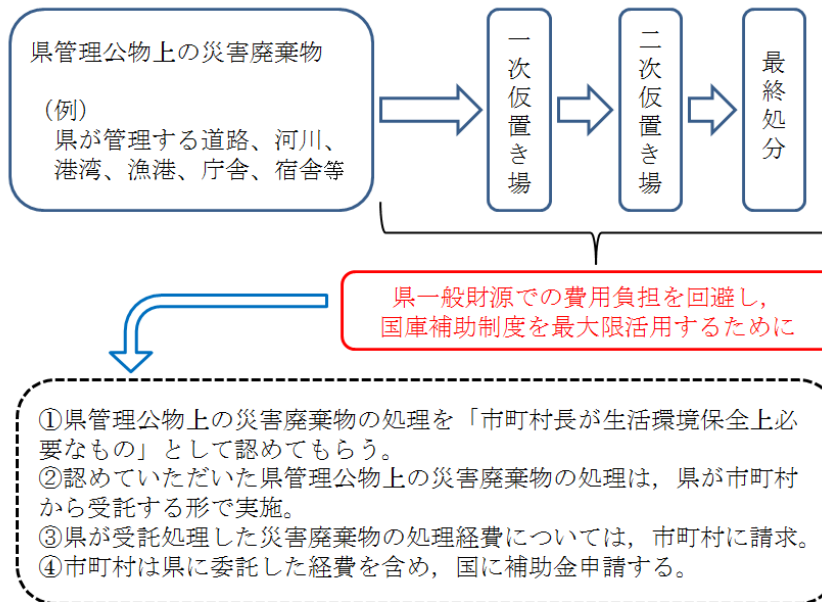
【市町から県への事務委託スキーム】 根拠：地方自治法第252条の14



(出典) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録、P5」2014.7

5.県管理公物上の災害廃棄物の処理について

【県管理公物上の災害廃棄物の処理について】



(出典) 宮城県「災害廃棄物処理業務の記録、P8」2014.7

VI. 様式集

貼り紙や委任状など、過去の災害で実際に使用された資料をもとに、オリジナルのひな形を作成しました。

1.災害廃棄物処理実行計画例（被災自動車）

	～3か月	～6か月	～1年	～2年	～3年
1.現地調査 （台帳作成等）	→				
2.撤去・移動	→				
3.保管	→				
4.所有者・使用者の 確認・公示	→				
5.所有者・使用者への 意思確認	→				
6.引取業者引渡し （入札）	→				

2.管理台帳のひな形

(1) 台帳例

管理番号	確認日	担当者	確認場所	地図番号	車両ナンバー	車台番号	車種	メーカー	車色	車種区分	写真	写真番号	状況	撤去・仮置場 搬入日	仮置場	所有者・使用者		抹消 登録日	出庫日	
																氏名	住所			
記入例	〇月〇日		〇〇丁目		〇〇** あ ***-	***- *****	〇x	〇x	黒	普通車	前後左右	1	大破	〇月〇日	〇〇	氏名	住所	〇月〇日	〇月〇日	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				

(2) 個票例

管理番号	確認日	担当者	確認場所	地図番号	写真番号:				
					<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">後</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">左</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">右</td> </tr> </table>	前	後	左	右
前	後								
左	右								
車面ナンバー	車台番号	車種	メーカー	車色	車種区分				
状況									
撤去・仮置場 搬入日		移動者	仮置場	場内位置					
所有者 氏名		住所	電話番号	所有者・使用者 確認日					
使用者 氏名		住所	電話番号		写真番号:				
					<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;"> </td> </tr> </table>				
公示日	郵送日	回答有無							
確認日	確認方法	意思							
引渡日	引渡者	担当者							
承諾書取得日	抹消登録日	入札日	出庫日						

3.貼り紙

自動車等の移動及び保管について

〇年〇月〇日発生の〇〇地震で被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

災害復興活動の支障となる自動車等について、車両調査後、〇〇市長が所有者様に代わって自動車等を移動、保管しますので、お知らせします。

移動、保管にかかる費用は〇〇市の負担になります。

1 移動作業開始予定日

〇〇年〇月〇日（〇）

市内全域を対象に作業を行っているため、移動については相当の期間を要することが想定されます。

2 移動作業について

市が委託した業者により、一時的に移動し、一定期間保管します。

移動した車両については、車両情報を市のホームページ、市役所で掲示します。

3 委託業者

車両の移動拒否及びお引き取りについては、下記の連絡先にお問い合わせください。

〇〇市役所 〇〇課

住所：

電話：

(9 : 00~17 : 00)

4.公示案

公 告

〇年〇月〇日発生の〇〇地震により支障が生じた社会生活を回復するため、〇〇市が被災場所から移動し保管した自動車等（以下「被災自動車等」という。）のうち、所有者が判明しない又は所有者への連絡ができなかった次の被災自動車等について、〇年〇月〇日（公告日の6か月後）までに、所有者又は所有者の相続人（以下「所有者等」という。）から受け取りの申し出がなかった場合は、〇〇市が処分することを公告する。

なお、この場合において、被災自動車等の所有者等は、被災自動車等に係る全ての権利を放棄し、また、〇〇市が行う被災自動車等の処分に係る一切の異議を申し出ないものとみなす。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 〇〇〇〇

- 1 被災場所から移動し保管した被災自動車等
別紙のとおり
- 2 保管した場所
（保管場所名称）
（保管場所所在地）
- 3 被災自動車等の受け取りの申し出ができる者
被災自動車等の所有者等
- 4 被災自動車等の受け取りの申し出の方法
被災自動車等の受け取りを申し出る場合は、（自動車等受取申請書）に必要事項を記載の上所有者の相続人が申し出る場合は所有者との関係が分かる公的書類（戸籍謄（抄）本等）を添えて、〇〇市に提出すること。

5.自動車等受取申請書

自動車等受取申請書

〇〇市長 殿

所有者住所（相続人の場合相続人代表者住所）

所有者氏名（相続人の場合相続人代表者氏名）

所有者連絡先電話番号（相続人の場合相続人代表者連絡先）



下記自動車等を受け取りたいので申請します。

記

1 自動車本体（自動車本体を受け取る場合記入）

車種	
登録番号 (ナンバー)	
所有者氏名	

2 自動車車内物品（自動車車内物品を受け取る場合記入）

受け取る物品・ 荷物	
---------------	--

上記確かに受け取りました。

平成 年 月 日

受取人氏名（自署）

6.承諾書

承諾書

私は、次の被災自動車について、所有者（または代理人）である旨、申告するとともに、〇〇市を代理人と定め、自動車リサイクル法に基づく引取業者への引渡しに関する一切の権限（処分において収入が生じる場合には、その収入に関する一切の権利も含まれます）を委任します。また、自動車の内部におかれている物品の処分についても併せて委任します。

なお、本承諾書の提出後は、〇〇市が被災自動車に対して実施した行為について、不服申し立ては行いません。

自動車 (車両ナンバー、又は車台番号)	
所有者住所	
所有者氏名	

年 月 日

住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____

7.都道府県への被災自動車の報告フォーム

市町村名	○市	○市	○町
①被災自動車の推計総数			
② ①のうち、これまでに仮置場に移動された被災自動車の数 (=③+⑧)			
③ ②のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号により所有者等が判明した被災自動車の数 (=④+⑤+⑥+⑦) (③と④+⑤+⑥+⑦の数が一致)			
④ ③のうち、所有者等に引き取られた(引き取られる予定の)被災自動車*の数			
⑤ ③のうち、自治体に処分が委ねられた(委ねられる予定の)被災自動車の数			
⑤-2 ⑤のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引渡した)被災自動車の数			
⑥ ③のうち、所有者等と連絡が取れたものの、所有者等の意思確認がされていない被災自動車の数			
⑥-2 ⑥のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引渡した)被災自動車の数			
⑦ ③のうち、いまだ所有者等と連絡が取れない被災自動車の数			
⑦-2 ⑦のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引渡した)被災自動車の数			
⑧ ②のうち、車両ナンバーや車検証、車台番号が確認できず、所有者等が判明しない被災自動車の数			
⑧-2 ⑧のうち、自治体が処分を行った(引取業者に引渡した)被災自動車の数			
(参考) ⑧のうち、自治体が自動車リサイクル促進センターに「番号不明被災自動車台数届出書」を提出した被災自動車の数			
⑨ ①のうち、仮置場に移動せず自治体に処分が委ねられた被災自動車の数			
⑩ ①のうち、いまだに陸上に放置されている被災自動車の数			
⑪ ②の仮置場に移動された被災自動車について、全ての処理終了予定年月(引取業者に引渡した)被災自動車の数引取業者に引渡しを終える予定の年月)			

④には、所有者等が自動車リサイクル法に基づき引取業者に引渡した被災自動車を含みます。

8.災害時における被災自動車の撤去等に関する協定書

災害時における被災自動車の撤去等に関する協定書

〇〇市（以下、「甲」という。）と〇〇協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における【被災自動車の撤去等】について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 この協定は地震、風水害、その他大規模な事故・災害（以下、「災害等」という。）の発生時において、市民の安全と交通を回復するために必要な被災自動車の撤去等について、甲と乙との間で必要な事項を定める。

（支援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、次の各号に掲げる業務について、乙に支援を要請することができる。

- （1）被災自動車の撤去
- （2）被災自動車の移動
- （3）その他、各号の業務に関連して甲が必要と認める事項

（連絡）

第3条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。但し、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- （2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の要請を受けた時は、特別な理由がない限り、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（報告）

第4条 乙は前条の要請に基づく対応を行った場合には、甲に実施事項を報告するものとする。

（業務費用の負担）

第5条 第1条の規定による要請を受けて乙が行う業務に要する経費は、〇の負担とする。

（災害補償）

第6条 第1条の規定により要請を行ったものは、その要請を受けて乙が行った業務に従事した者（以下、「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡又は負傷、疾病、障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし次に掲げる場合には補償は行わない。

- （1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 従業者が労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の関係法令等により療養その他給付又は補償を受けることができる場合
 - (3) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部または一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
 - (4) 当該災害が第三者に行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- 2 甲が行う補償は、乙と協議して定めるところにより行うものとする。
 - 3 甲が行う補償は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等が適用される場合、甲は関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

（損害賠償）

第 7 条 第 1 条の規定による要請を受けて乙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定は、〇年〇月〇日からその効力を有するものとして、甲乙が文書による協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

〇年〇月〇日

甲 〇〇市長

乙 〇〇協会

9.災害廃棄物処理計画への「被災自動車の処理」に関する記載ポイント

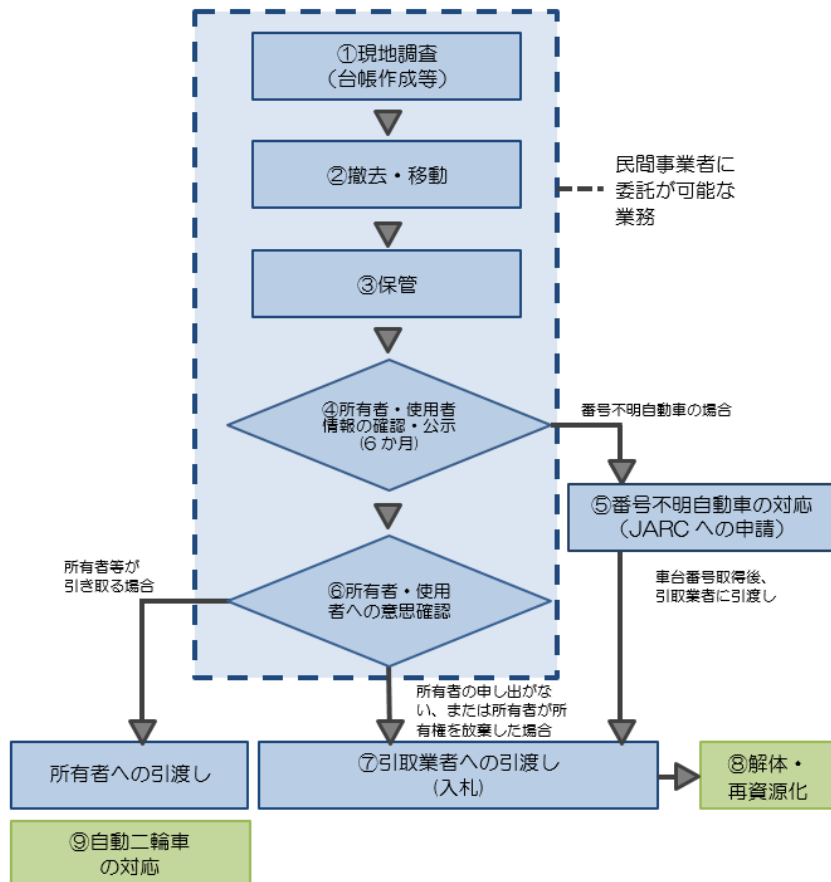
1. 被災自動車の処理方法

津波等に起因して被災自動車が大量に発生し、早期の復旧・復興に支障となる場合は、一時的に市町村が撤去・移動を行い、仮置場にて保管する。その後、所有者・使用者の確認・公示（6か月）を経て、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。

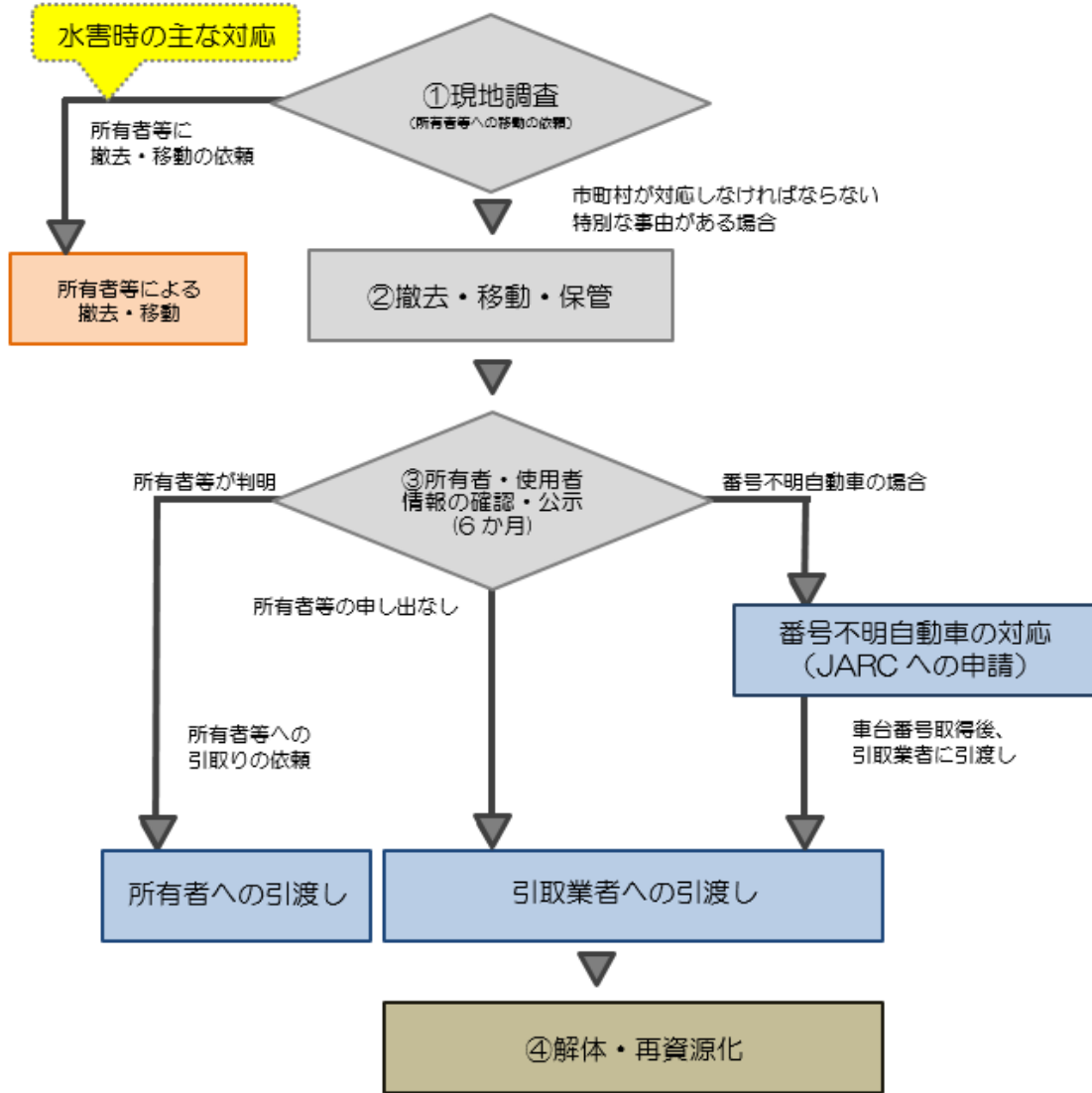
水害等に起因して発生した被災自動車については、原則、所有者自身が自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。ただし、大量に発生した場合や所有者不明の車両が発生した場合等、市町村が対応しなければならない特別な事由がある場合には、一時的に撤去・移動を行い、仮置場にて保管する。その後、所有者・使用者情報の確認・公示（6ヶ月）を経て、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。

詳細な対応手順については、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（JARC）が作成している「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」を参照する。

【津波発生時の対応】



【水害発生時の対応】



2 被災自動車の発生量推計

(※南海トラフ巨大地震・首都圏直下地震の被災想定地域の場合)

(南海トラフ巨大地震・首都圏直下地震) による津波で発生が想定される被災自動車の台数は下表のとおりである。

表1 被災自動車の発生台数 (最大ケース)

総台数 (台)	車体サイズ別			大容量バッテリー 搭載車
	登録自動車 (大型車)	登録自動車 (大型車以外)	軽自動車	
●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

(出典) 公益財団法人自動車リサイクル促進センター(JARC)平成 30 年 5 月

3 被災自動車に必要な仮置場の面積

(※南海トラフ巨大地震・首都圏直下地震の被災想定地域の場合)

(南海トラフ巨大地震・首都圏直下地震)による津波で発生が想定される被災自動車に必要な仮置場の面積は下表のとおりである。

表2 被災自動車の必要な仮置場面積

発生台数 (台)	必要面積 (㎡)		
	平置き	2 段積み	3 段積み
● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●

(計算の前提) 被災自動車の保管に必要な仮置場の面積の推計値は、1 台当たりの必要面積 $3\text{m} \times 5\text{m} = 15\text{㎡}$ と、作業スペースに同面積必要であることを前提とする。また被災自動車の保管の高さは囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする。3段積みの場合は外周は2段積みとする。

表3 仮置場の候補地

候補地	住所
● ●	● ●
● ●	● ●
● ●	● ●

4 住民への啓発・広報

被災自動車への対応方法、被災自動車の保管場所(仮置場)、保管期間(公示期間に相当)、手続きについて、災害廃棄物に関する情報として発災後に住民に提供する。

5 協定締結

被災自動車を処理するにあたって、自動車整備業者、解体・破砕業者、重機を保有する土建業者、建設業者への協力が必要となる。まずは協定先から候補事業者を洗い出す。

表4 協定先候補一覧

業務の種類	事業者名	住所	電話番号
自動車整備業者	● ●	● ●	● ●
解体・破砕業者	● ●	● ●	● ●
土建業者、建設業者	● ●	● ●	● ●
土建業者、建設業者	● ●	● ●	● ●
土建業者、建設業者	● ●	● ●	● ●

以上

Ⅵ. 用語集

本書で用いている自動車リサイクルに係る主な用語を解説しました。

	用語	意味／解説
あ	エアバッグ類	衝突時等に搭乗者保護のため、火薬やガスを用いて作動させる安全装置。エアバッグのほか、シートベルト等にも使用されており、自動車リサイクル法では総称して「エアバッグ類」と呼ぶ。火薬やガスを使用していることから処理困難（危険）物として、メーカー回収が義務付けられている。
か	解体業者等	使用済自動車の解体を行う事業者。使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引き渡す役割を負う。使用済自動車から、エアバッグ・バッテリー・タイヤ・蛍光灯の回収を行った上に、廃油・廃液の採取など、適正処理を行う事業者。 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（自動車リサイクル法第 60 条第 1 項）
	仮置場	被災自動車を仮置きする保管場所。仮置場の機能によって、一次仮置場及び二次仮置場と分ける場合がある。
	逆有償	自動車リサイクルシステムは使用済自動車が無償で流通することを前提とした仕組みであるため、使用済自動車の引渡しにおいては、最終所有者は引取業者から使用済自動車の資源的価値相当額を受取ることとなる。この場合、引取業者は最終所有者に対して使用済自動車の資源的価値の情報提供を行う役割を担う。 使用済自動車の資源的価値が無くなったことにより、最終所有者が引取業者に費用を支払った上で使用済自動車を引き渡す取引を逆有償という。 そして、自走不可能車の引取りに要する運搬費等が発生する場合、当該運搬費等を使用済自動車の資源的価値相当額に含めてはならない。 引取業者は使用済自動車の資源的価値相当額と運搬費等を区分した上で精算する必要がある。
	軽自動車検査協会	国土交通大臣に代わって軽自動車の検査を行う機関で全国 89ヶ所の検査場を擁し、検査業務を統括している協会。
さ	自動車リサイクル法	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。使用済自動車の引取り方法や適正な処理、ユーザーや関連事業者の費用負担・役割分担などを規定した法律。2005 年 1 月本格施行。
	自動車リサイクルシステム	自動車リサイクル法に関する、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車製造業者等が利用する情報システムの総称。
た	登録の抹消	道路運送車両法第 15 条に規定される抹消。登録自動車（軽自動車以外の自動車）について、自動車として永久的に使用をしない場合、国交省の登録ファイルから永久に抹消することを申請する制度。
は	引取業者	最終所有者から使用済自動車を引き取る業者で、自動車の販売店・整備業者・解体業者が兼務しているケースが多い。引取業を行うには、自治体に登録する必要がある。

※自治体の皆様へ。本書は「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」から自治体における対応事例等を省いた抜粋版です。完全版（非公開）の提供は下記 JARC 再資源化支援部までご連絡ください。

被災自動車の処理に係る手引書・事例集 （自治体担当者向け）

発行日 2021年 1月 4日（第2.1版）
2018年 5月 9日（初 版）

編集・発行 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（JARC）
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 11 階
（お問い合わせ先）
JARC 再資源化支援部
電話：03-5733-8302
